

令和6年第5回矢掛町議会第3回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和6年9月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午後 2時57分

3. 議員の出欠状況

| 議席 番号 | 氏 名 | 出欠等 の 別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠等 の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1 | 土 井 俊 彦 | 出 | 2 | 昼 田 政 義 | 出 |
| 3 | 福 田 京 子 | 出 | 4 | 岸 野 榮 治 | 出 |
| 5 | 田 中 輝 夫 | 出 | 6 | 原 田 秀 史 | 出 |
| 7 | 小 塚 郁 夫 | 出 | 8 | 石 井 信 行 | 出 |
| 9 | 花 川 大 志 | 出 | 10 | 浅 野 毅 | 出 |
| 11 | 川 上 淳 司 | 出 | 12 | 土 田 正 雄 | 出 |



4. 説明のために出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 町 長 | 山 岡 敦 | 副 町 長 | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長 | 山 部 英 之 | 総務防災課長 | 堀 賢 一 |
| 企 画 課 長 | 稲 田 欽 也 | 財 政 課 長 | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長 | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長 | 妹 尾 一 正 |
| 健康推進課長 | 小 川 公 一 | こどもみらい課長 | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長 | 片 岡 崇 | 産業観光課長 | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長 | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長 | 平 井 勝 志 |
| 教 育 課 長 | 稲 田 由 紀 子 | 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 |
| 建 設 課 参 事 | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理 | 立 川 人 士 |
| 財 政 課 主 幹 | 石 井 亮 太 郎 | | |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 11番, 9番, 12番, 5番, 6番, 8番, 7番, 3番, 4番, 2番, 1番



午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 11番、9番、12番、5番、6番、8番、7番、3番、4番、2番、1番

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は11名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、11番川上淳司君、お願いします。11番川上君。

**○11番（川上淳司君）** おはようございます。議席11番の川上淳司です。通告により質問いたします。

質問としましては、まちづくりフォーラムで提案された内容で考えました。今後の矢掛を育てていく学生の発想には目を見張るものがあると思います。

私が視察に行った中で飛騨高山で見たものを説明し、取り組んでいけないかということをご提案させていただきます。

飛騨高山で古民家を再生した“村半”というものがあります。まず、村半とは明治大正期の建物所有者で実業家 村田半六にちなんだ屋号で、城下町飛騨高山の伝統的建築物だったものを復元した、建物をただ使うだけの施設としないと決めて若者がしたいことを実現できる場所を作ること。伝統建築の保存、良好な町並みの景観の維持をもって地域全体の活性化を目指し、持続可能なまちづくりのことで、保存の観点に主眼を置いた整備がされました。若者たちが自由な発想を持てることで、思い思いに自分の空間として利用できることに感銘を受けました。また、地域の高校生が手作りで家具を作って、それを活用されていることにも感動しました。

地元矢掛にもこんな発想の古民家ができ、中学・高校の生徒並びに町民が利用できる空間ができたらいいなと感じましたので、矢掛町にも作ればいいのではないかということで御提案させていただきますが、いかがでしょうか。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 11番川上議員の御質問、飛騨高山地区にある村半のような若者が集える居場所づくりについて、企画課からお答えいたします。

飛騨高山地区にある“村半”は御質問での説明のとおり、令和2年7月から運営され、築140年の旧村田邸を活用した地域活動拠点であります。主に学生等の若年層が利用の中心となっているようです。理想的な活動や古民家の生かし方ができており、感心いたしております。

さて、御質問の古民家を活用した学生等若年層を主とした地域活動拠点ではありますが、8月に行われました中高生によるまちづくりフォーラムの中でみんなの居場所づくりの要望がありました。

こども家庭庁の調査によると、居場所がないと感じている中高生は約27パーセントと一定程度は存在するようです。学校や家庭以外で、これから社会を知っていく補助的な場所としての居場所づくりは

これから必要になっていくように見受けられます。

その中で町長からもコメントとして中高生の居場所づくりを考える提案がなされました。今年、図書館に自習室が設置されました。小規模であります居場所を提供できたのではないかと思います。

そして、現在の矢掛町の市街地、商店街付近での空き家登録において登録されている空き家の件数は5件となります。空き家となりますと選定や契約や改修などの時間や費用がかかってきますので、まずは、既存の町の施設の活用を考えたいと思います。例えば本陣会館やビジターセンター問屋、町家交流館、文化センターを念頭に検討していきたいと思います。場合によっては、建物の改修の必要性が生じますと財源も課題となってまいります。それと同時に子どもの居場所づくりとはどのようなものか、利用内容も調査検討したいと存じます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 11番。

**○11番（川上淳司君）** はい。御回答、少し乖離、離れてきているというふうな感覚を持たざるを得ないと思っております。

どうも子どもたちの居場所づくりという考え方ですが、やっぱり子どもたちが今居たい所、それから、やっぱりやってみたいこと、全てにおいて、考えてることが居るとこってというふうな発想でしかないような、要するに行政の考え方っていうのはちょっと古いついていう言い方は申し訳ないんですけど、子どもたちがどういうふうな空間を求めているかっていう部分が必要だと思いますので、今のちょっと内容では物足りないんで、まことに申し訳ありませんが、子どもたちの空間作りとして、どのように町長がお考えになっているかをお伺いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。川上議員の再質問にお答えさせていただきます。中高生の居場所づくりにつきましては、施策として興味を持っております。

以前から、放課後や休日の中高生の居場所を作りたいと思っていたこともありまして、今年8月に中高生が優先して利用できるというかたちで、やかげ文化センター内の図書館に自習室を作りました。

先ほど担当課長も申しましたが、町が所有する施設の活用について、川上議員の考え方も含めて、事業内容を検討したいと思っております。

中高生、そして若い人たちが町に集まって活動している。人々と交流している。こうした状況が、まちに活気をもたらして、そして、まちの活性化につながっていくものと私自身も期待しております。まず、学校などですね、関係機関からも意見を聞いてみたいと思います。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 11番。

**○11番（川上淳司君）** はい。御回答に安心しました。

やっぱり、私も若い頃は青年団っていうのをやっております、青年団の居場所づくりもなかなか苦労して、いま矢掛会館になっておりますけど、矢掛の公民館の2階を間借りしたり、それから、いま美術館の館長の高月館長のお父さんのほうに中川公民館を貸していただいたりというふうなことで、すごくいろいろな方にお世話になってスペースを貸していただく。やっぱり空間が必要な部分は絶対あると思うんです。

そういうところをなるべく早めに手当してやる必要があると思って、今回ですね、本当にまちづくり

フォーラムは結果が出たもんだと思って、教育課の御尽力は大変感謝しますし、町の取組には感謝します。

ですから、これから先は、やっぱり昔に帰るわけにはいかない。青年団が無くなったものを戻してとかいうことはないんですけど、やっぱりそういうふうな若い者がどういうふうな場で、どういうふうな集まりをしたいかっていうのがこれから一番大事になってくるかなというふうなことを、特にまちづくりフォーラムで感じました。

ですから、今町長の御発言があったように、やっぱりどういうふうにもっともっとみんなが考えているか。子どもたちがこれからどういうふうにやっていきたいか。その部分をしっかりと把握されて今後の町政に生かしていただきたいと思いますし、もっともっとすばらしい空間が生まれることを期待しまして、今回の質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、9番花川大志君、お願いします。9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 議席9番花川でございます。通告に従い、早速質問を始めさせていただきます。

先の6月定例会一般質問では、我々町民にとって、日々の生活に密着した身近な住環境の整備及び暮らしの空間における衛生環境の保全に関するまちとしての改善課題について、執行部の見解をお聞きしましたが、今次質問では更に関連を深め、矢掛町民の大事な生活基盤施設である上下水道、また社会のセーフティネットとして機能しなければならない医療保険制度である国民健康保険について、いずれも人口動態や社会環境の変化に準ずる現状と将来予測を財務会計の面から聞きたいと思います。

軽々に回答することは易しくない事柄もあろうかと思いますが、それぞれ質問事項ごとに、執行部としての御見解、御答弁を求めるものであります。

また、合併70周年の節目である本年、矢掛町は沖縄県金武町との間に、まちとして初の対外自治体との友好縁組協定を締結しました。民間レベルで継続されてきたこの交流を今後は行政としてどのような形で町民に反映し、いかにこれを有意義に発展させていくのか。さまざまな観点から提案を交えながら、今後の交流に対する執行部各課の見解を伺いたく、この件を含め、以上3項目について質問させていただきますので、よろしくお付き合いをお願いいたします。

まず、我々町民が生活を営む上において必要不可欠なインフラである上下水道事業について伺います。本町では、安心安全な生活飲料水を供給する上水道事業、また、生活農業集落排水を適正に処理浄化する下水道事業は公営企業として設置されており、料金収入を主たる財源として、法にのっとり独立採算を旨に運営されております。

しかし、昨今の人口減少による料金収入の減少や施設設備の老朽化に伴う更新需要の増大など、直近の財務状況に見る経営環境の将来展望には少なからず懸念があり、厳しい状況となることが推測されます。

本定例会には、令和5年度の両会計の決算書が提出されており議会としてこれから審査に入るわけですが、単年度収支が黒字か赤字かという単純な問題ではなく、企業体としての継続性とか社会資本の健全維持といった観点から、現在の経営状況に鑑みた将来に向けた対処対策、あるいは、方向性といったものをそろそろ町民に示す段階にある。これは執行部と議会の共通認識であると思いますので、今定例会の主要議題である前年度決算審査に入る前に、あえて執行部に聞きたいと思います。

まずは、上下水道事業の現況と、当該年次の決算に準じた財務内容、さらに、今後の将来予測に関するつまびらかな説明をお聞きしたいので、担当課の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 9番花川議員の御質問、上下水道事業の課題及び対処・対策について、執行部の見解ということで、上下水道課からお答えいたします。

まず、上下水道事業の経営状況でございますが、毎年度の決算報告や広報やかげ等々において、非常に厳しい状況であるということを以前から繰り返し御説明申し上げてまいりました。

また、昨日の決算認定においても御説明させていただきましたとおり、令和5年度は、上下水道事業ともに純損失、つまり赤字の経営となっており、下水道事業会計にいたっては、利益剰余金が残り僅か7,000万円余りまで減少しているという、数年内に資金の枯渇が懸念される状況となっております。

このような状況にはさまざまな要因がございますが、やはり人口減少に伴う料金収入の減少、また、動力費や修繕費、施設更新費などの増加、また、物価の急激な上昇に伴う経費の増加などが大きく影響しております。

これらの経営悪化の要因は、決して一時的なものではなく、今後も継続して上下水道事業の経営に影響を及ぼす要因であり、出来る限り早期に対応していかなければならない課題であると認識しております。

水道や下水道は、町民の皆様に生活の安全と安心をお届けする事業でございます。安全な浄水をお届けし、安定して汚水を処理し、町民の皆様に安心して快適に生活していただく。そのために、これまで膨大な設備を整備してまいりました。この整備された設備を今後も適正な規模や状態で維持していかなければ、安全や安心を継続していくことは決してできません。

また、水道や下水道事業は、法に定める地方公営企業であり、経営に関わる全ての経費は、その公営企業の経営に伴う収入、つまり、料金などの収入をもって充てなければならないと定められており、独立採算を法律により定められている事業でございます。このため、経費を出来る限り抑制し、収入を適正に確保し、将来に向けて安定した事業経営を行うことが求められる事業でございます。

上下水道の経営計画である水道事業ビジョンや下水道経営戦略では、将来の事業環境を予測する中で、料金収入の減少や施設更新需要の増加などさまざまな事象要因を推計し、対処・対策を計画しております。この計画の中には、更新経費や維持管理経費などの経費の抑制策、また、財源確保のための方策などさまざまな面からの経営安定方策を計画しております。

経費の抑制策につきましては、既に実施をしており、残る課題といたしましては財源確保の方策、つまり減少する料金収入への対策の実施でございます。

上下水道課といたしましては、このような上下水道事業の経営状況を改善し、将来に向けた安定的な経営を実現することで、町民の皆様に安全安心を安定してお届けできるよう、できるだけ早期に料金体系の見直しに着手したいと考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 上下水道の会計はいずれも赤字であり、特に下水道事業は資金収支では利益剰余金残額からすると、数年と持たない状況であるとの答弁でございました。

単純比較は適切ではありませんが、令和5年度末の資金残高を見ると金額は増えておりますが、調べてみますと起債の償還が次年度へずれ込んだ結果であり、実質的には5千数百万円の支出があったことを考えれば、利益剰余金7千数百万円という額は同会計の財務レベルでは極めて僅かな額しか残ってい

ないと言わざるを得ません。

答弁の内容では、経営悪化の要因は一時的なものではないとのことですが、そうなると、根本的な企業体質にメスを入れるしかないわけですが、執行部としてはどういう処方を取るのでしょうか。担当課からは、あらゆる経費抑制対策は講じているとのこと、これは、過去において議会へも報告があり、確認もできているところであります。

その上で、財源の確保、つまり、減少する料金収入対策及び料金体系の見直しに着手したいとの発言に至ったことは、これは議会としても公営企業の経営状況を財務面からしっかりと把握しておかなければなりません。

恐縮ですが、ここは設置者である山岡町長に改めて経過説明及び今後に向けた方策を述べていただかなくてはなりません。ここは議決の場ではありませんので、今の段階で発言可能な範囲で構いませんので、御発言、御答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 花川議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの上下水道課長の答弁にありましたように、上下水道事業の経営は大変厳しい状況となっております。

これまでもさまざまな対策により経営努力を行ってまいりましたが、昨今の厳しい社会経済状況などの要因により、早急に料金改定の検討せざるを得ない状況に迫られてきております。

上下水道の安定した運営は、町民の皆様方の生活に欠かすことのできないものであり、資金の不足により事業が停滞し生活に影響を及ぼすこととなるような事態は、絶対に避けなければなりません。

先人から引き継いだこの上下水道事業という財産を将来にわたり健全に運営していくために、必要な時には必要な対策を講じなければなりません。

料金改定しか残された手段がなければ、来年度から上下水道を値上げさせていただくことにならざるを得ないと考えております。

近く、経営や財務などの専門家で構成する上下水道事業経営審議会を組織し、専門的な知見に基づく意見をいただき、そして最終的な判断、値上げ幅等につきましては、こうした専門家の意見をお聞きする中で判断したいと思っております。

しかしながら、来年度の値上げの時期につきましては、町民の皆様への御負担を考慮し、通常であれば公共料金が改定となる4月とせず、まだ水を多く使用することになる夏場を避け、比較的落ち着いた時期にあたる秋からとしたいと考えております。

上下水道事業の厳しい経営状況につきましては、これまで上下水道運営協議会を始め議会において、以前から料金改定に関する議論があったとお聞きしております。

私自身も、議会で、冒頭の挨拶等でこれまでたびたび触れさせていただき、また広報やかげ等で報告説明させてきていただいておりますが、来年度から値上げに踏み切らざるを得ない。現況の上下水道事業の経営状況と今後の経営安定のために物価高騰が続く中、町民の皆様方にこのようなお願いはまことに心苦しい限りであります。最善を尽くしてまいりますので、どうか御理解を賜りますよう切にお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 担当課長に引き続き、町長からも水道事業会計の維持保全に対しては、料金改

定やむ無しとの見解を示されたわけであります。

さらに、今後の方針として、上下水道事業経営審議会を立ち上げ、より専門的な知見を集め、今後の経営に取り組むとのこと、まことに重大な御決意の開示にいささか驚いております。さぞや苦渋の御決断と拝察いたします。

水道事業の財務的な現況や公営企業の構造的な体質等々に照らしますと、これは必然的対処としての選択肢の一つであり、これを町長就任1期目に敢然と取り組むとの意思の発露に対しましては、高く評価したいと思います。

特に懸念の大きい下水道事業に関しましては、公営企業会計として適用を開始した平成30年までは水洗人口、年間有収量、料金収入のいずれも増加傾向にあったものが、折からの人口減少と決定的だったのは、新型コロナウイルス災禍による企業の操業停止等を主要原因とした大幅な排水量の減によりつまづいて以降、ここ数年間は年間有収量も料金収入も減少の一途を辿り、利益剰余金を少なからず費やしてきた経緯が見てとれます。

この状況を転換するには、執行部の方針として、料金改定はど真ん中にある選択肢かと推察しますが、当然ながらこの案件は今後の大きな審議課題として議会へ提出されるはずですから、ここでは、この方針の是非を論じるつもりはありません。

自治体の状況によって理由はさまざまですが、倉敷市も先だって水道料金値上げを発表いたしました。これは南海トラフ大地震を見据えた災害対策も含まれておる措置ですが、矢掛町もいつそういった状況に出くわすかもしれません。非常事態に備えて、財政的な健全性を担保することは必要不可欠です。

町民生活に密着した行政サービスの料金改訂ですから、議会としてもしっかりと腹を据えて、山岡町長の苦渋の御決断が議案として議会へ来るべき時に備え、調査研究にしっかりと取り組むことを申し上げ、本質問はここで終わりたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計に関する現状と課題に対する保険者、つまり、矢掛町として今後取るべき方策について質問をいたします。

前段上下水道事業の現況同様、人口減少という社会状況に加え、本町は高齢者人口比率も高く、国民健康保険、以下折々国保と表現しますが、これの運営の不安定感は年々高まっております。

加えて、我がまちの国保被保険者割合の推移は、町の人口減少幅よりも大きく、加入者は減少の一途を辿っており、この会計、つまり社会保障を維持するための重要な収入財源である支払準備金も令和2年度以降、大きな下げ幅で減少していると承知しております。

一方、保険給付費は、新型コロナウイルス感染症拡大による閉塞的な社会状況や国保被保険者の減少と相まって、給付総額は年次ごとに増減はあるものの1人当たりの給付額は増加傾向にあり、将来的な出と入りのバランスはおのずと今以上に崩れていくものと推察するわけであります。

本町は、この特別会計に一般会計からの法定外繰入は行わず、基金繰入等で収入不足を補填していますが、被保険者の減少と保険給付費、医療費の増大の現状から察するに、主たる収入である国保税の収入だけでは、会計の収支均衡はおぼつかないという構造的な体質への何がしかの対応策を早期に図らねば、適正な社会保障システム及び会計の維持が困難になるのではと推察いたします。

そこでまず、我がまちの国民健康保険を取り巻く現状と課題、そして将来予測、さらに、それらを基に現況から考えられる具体的な対処対策について担当課の見解をお聞きしたく答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 9番花川議員の御質問に、健康推進課からお答えいたします。

御質問は、矢掛町の国民健康保険を取り巻く現状と課題、そして将来予測、さらに、それを基に現況から考えられる具体的な対処・対策についての担当者の見解ということでございます。

国民健康保険は、加入者の方が病気やけがなどをした時に安心して病院に掛かることができるようお互いに助け合う医療保険制度でございます。加入者の皆さんが納める国民健康保険税のほか国や県の公費によって運営をしています。

矢掛町の国民健康保険は、加入者の皆さんの健康づくりへの取組の成果によりまして安定的な運営ができたことで、長い間、保険税の税率を見直す必要がありませんでした。

しかし、花川議員からの御質問の中で御指摘いただきましたように、最近では被保険者の減少や医療費、保険給付費の増加などの影響によりまして、財政が急激に悪化してきています。直近ですが、令和5年度の保険給付費は1人当たり45万円を超えておりまして、前年度比で111パーセントと大きく伸びて増加しています。

コロナ禍の受診控えの影響もあるとは思いますが、主な内容としては、入院に係る医療費が大きく伸びておりまして、こうした医療費の増加は、翌年度以降、皆さんの納める保険料に影響を及ぼすこととなります。

国民健康保険は、昭和34年に市町村を保険者として制度が創設されましたが、ほかの医療保険に加入していない人全てが強制的に加入することになる国民皆保険制度を実現するための社会保障制度の一環として始まりました。

国民健康保険は、市町村が保険者であることから、小規模な保険者が多く、加入者の平均年齢が高く、収入も少ない傾向にあり、財政基盤が弱いことが長年指摘されてきました。

このような中、平成30年度には大きな制度改正がございまして、都道府県——岡山県が新たに財政運営の主体に加わりまして、事業納付金という制度が新たに創設されております。この財政運営の主体となった岡山県は、県下市町村の毎月の医療費をまとめて支払いをしており、医療費の支払いに必要な費用は、事業納付金として市町村が県へ納付しています。この市町村が定める事業納付金の財源となっているのが、国保の加入者の皆さんが納めている保険税でございます。

事業納付金は、県が医療費水準等を勘案しながら、市町村ごとに決定することとなっており、市町村の医療費が高ければ、その市町村も納める事業納付金も高くなり、市町村の保険税も高くなるという仕組みでございます。

矢掛町の国保の医療費は、県下でも常に上位に位置しており、県の激変緩和措置も令和5年度で終了したことから事業納付金も上昇しており、このまま現状の保険税率を維持することは非常に困難でございます。必要な保険税を確保するため適正な保険税率に見直す必要がございます。

国民健康保険制度につきましては、国は加速化プランにより都道府県単位の統一保険料を早期に実現することを目指しています。また、都道府県は統一保険料に向けた取組を行うことで、保険給付に必要な国の財源を確保しやすい仕組みとなっており、今後ますますこうした動きは進んでいくものと考えられます。

こうした中、岡山県は、県下の市町村と連携し国保連携会議を定期的で開催しており、県下統一保険料に向けて、市町村ごとに異なる給付や保険料賦課方式などの制度の統一を図る取組を行っております。この議会に上程しております国民健康保険条例の一部改正の議案につきましても、出産育児一時金の制

度について県下で統一しようとするものでございます。

健康推進課といたしましては、今後の医療の状況や、被保険者の減少などの要因を勘案した上で、今年度予算で不足している7,000万円相当の保険料については、支払準備基金からの繰入補填するとしております。

今年度末の基金残高は6,000万円程度になると見込んでおりますので、来年度には保険税率の見直しを行い対応せざるを得ないと考えており、今年度に入ってすぐに税務課と協議に入り、今後数年間の医療費や事業納付金の見込みについて検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 長期間にわたり保険税率を見直す必要がなかったとのことですが、さまざまな要因の中で国民健康保険特別会計の財政状況は悪化しており、医療費の増加は加入者に賦課される保険税見直しに直結するとのことでありました。結果、本町の国民健康保険は医療費給付額も増大しており、現状の保険税率、すなわち町民加入者からいただく保険料の額で全体を賄うことは極めて厳しい状況であり、会計を所管する健康推進課の概観としては、やむを得ず保険税の税率の見直しに着手せざるを得ない状況にあるとのことでした。

今次定例会に提出されている令和5年度国民健康保険特別会計決算書の内容を見ましても、これは一目瞭然で、支払準備基金を繰り入れなければ実質的には約1,200万円の収支赤字となっており、その他ここ数年のさまざまな会計資料を調べましたが、現状は先ほどの健康推進課長の答弁とおおむね整合するものであります。

1人当たりの保険給付費も令和元年度と比較すると、令和5年度のそれは約6万6,000円も増えている現状がある一方で、県への事業納付金総額は加入者が減っているので総額では大幅増ではありませんが、課長の御答弁どおり1人当たりの額は増加しており、やはり、保険税率の見直しが必要かもしれません。適切ではないかもしれませんが、限界といった感があります。

さはさりながら議会としては、本町の国民健康保険を取り巻く状況は理解した上で、なお保険税率の改訂の是非を計るため、次の点を改めて問います。

担当課として、現在取り組まれている単年度収支の均衡を図るための歳出のスリム化についてどういった観点でどのような対策を我々町民も含めて取り組んでいけば、経費削減につながり、ひいては、保険税率抑制につながるのか、再質問として解説方々、担当課の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 9番花川議員の再質問にお答えいたします。

御質問は、国保の単年度収支の均衡を図るために必要な歳出のスリム化への取組ということでございますが、国民健康保険特別会計の歳出の中、被保険者の方に直接影響する歳出、つまり保険税に直結するサービスといたしましては、保険給付費と事業納付金、そして保険事業費の3つがございます。

先ほどの答弁の中でも触れましたが、事業納付金は市町村ごとの医療費水準を勘案して岡山県が存続を決定するものでございまして、この医療水準の基になるのが保険給付費でございます。次に、保険事業費ですが、保険事業費は、特定健診や保健指導の予防的な対応に係る経費でございます。御質問の必要な歳出のスリム化への取組ということになりますと、やはり保険事業費ということになるかと思えます。具体的には加入者の皆さんが健康で楽しく暮らせるように、健康意識を高め、健康づくりに積極的

に取り組んでいただき、また、病気を予防しながら、早期に発見し早期に治療していただくために特定健診やがん検診を毎年必ず受けていただくことでございまして、こうした取組は、短期的に結果をもたらすものではございませんが、長く続けることで将来の医療費を引き下げ保険税の上昇を抑制する対策となるものと考えております。

病気になる前に健康診断を受け、結果を見ながらきちんと保健指導を受けて生活習慣を改善し、病気にならないようにすること。そして調子が悪いと感じたら、できるだけ早く病院を受診して重症化する前にきちんと治療することが大切でございます。

そのほか、短期的な取組といたしましては、特定健診受診率の向上であるとかジェネリック医薬品の利用促進などの施策につきましては、この達成率が直接その年度の国や県の公費の財源に直結いたしますので、こうしたことも重要な施策であると考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 根底にあるのは、町民国保加入者が病気やけがをした時に安心して医療が受けられ、健康を保ち、穏やかな生活が保障されることであり、そのための受益者負担が国保税ですので、町民加入者としては国保税いわゆる保険の掛金が安いに越したことはないわけであります。

しかし、その保険の掛金、つまり国保税収入だけではそもそも運用が成り立たないようであれば、この会計を所管する担当課の見解である税率改訂は仕方がないことやもしれません。これは、特別会計の立て付けの基本であります。

この状況を踏まえて国民健康保険特別会計の健全な運用を図るため、町長としてはいかなる見解をお持ちなのか。全県単位の統一保険料への移行が進んでいる現在、国保税の税率改定など、この際再々質問として、概観と見解の一端を伺いたく、御答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 花川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどの健康推進課長の答弁にもありましたように、国民健康保険の運営はひっ迫した状況にあり、来年度には保険税率の見直し、すなわち値上げで対応せざるを得ないという状況であります。

今年度末の基金残高は6,000万円程度となる見込みであるに対し、4年前の令和2年度末の時点での基金残高は2億1,600万円でありました。4年間で1億5,000万円以上減るという見込みでございます。

また加入者につきましては、先ほどの基金残高同様4年前と比較してみますと、令和2年度の加入者数は3,080名でございましたが、今年度は2,577名で、4年間で500名以上減っています。

国民健康保険の運営につきましても、私の就任以前から運営委員会や議会において加入者の減少が見込まれ、厳しい局面を迎えることが予想される中で、先行きを視野に入れた議論がなされてきていたとお聞きしておりますが、私自身も先ほどの上下水道事業と合わせ、当議会の冒頭の挨拶においてたびたび触れさせていただき、先月の広報やかげ8月号8ページにおいても国民健康保険の厳しい財政状況について報告させていただいたところでございます。

医療費の増大を抑制するためにも、そして町民の皆様の健康維持のためにも、定期的な健康診断、病気の早期発見、早期治療、食事や運動による健康づくりを進め、健康寿命を延ばしていく取組を行っていただければと思っております。

また、町のほうでも町民の皆様の健康サポートすることを目的として、健康やかげポイント事業を10

月から実施いたします。現在、担当課においては、今後を見据えながら適正な保険税率の見直し、すなわち値上げ幅について検討を行っているところでありますが、初年度、次年度の2か年で年度ごと段階的に上げていくこと。時期については、新たな保険税率の下で来年8月からの適用を考えております。

加入者の皆様方の御負担を少しでも軽減できるよう最善を尽くしてまいります。

先ほどの上下水道料金に加え、国民健康保険につきましても、引き続き協議を重ね、年度末、すなわち来年の3月までには、これらの料金改定についてお示しさせていただきたいと考えております。

こうした大変ひっ迫した状況とはいえ、町民の皆様には御負担をお願いすることを本当に申し訳なく思っております。

来年度においては、より一層町民の皆様には寄り添う姿勢を大切にしながら、物価高騰への配慮を念頭に生活応援施策、町内の各分野・各方面への支援政策に重点を置いた町運営を行ってまいりたいと考えております。

今ここにられます議員の皆様と同じように、私も町民の皆様から選んでいただいた人間でございます。先ほど申し上げました状況や今後の見通しにつきまして、より早い段階で町民の皆様にお知らせさせていただくことが町政に対する信頼につながるものと信じております。町民の、議員の皆様におかれましても、どうか御理解を賜りますよう、お願い申し上げますとさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 先ほどの企業会計に引き続き、国民健康保険特別会計の健全な財政運営を永続的に行うことへの執行権者としての果敢な決意、水道事業と同様、苦渋の決断をお聞きいたしました。

矢掛町は国保税の収納率が近隣市町と比較して大変高く、被保険者の納税意識が高いと以前から担当課からお話を聞いたことがあります。この事実は、我がまちの国民健康保険がいかに被保険者にとって、つまり保険加入者にとって必要な社会保障であるかということの端的に表していると推察するわけでありませう。

そうであるとするならば、執行部と議会としっかりとこの課題に正面から向き合い、苦渋の決断をされた山岡町長のお考えどおり、十分な時間を掛けて町民加入者にとって最良の判断及び措置を導き出せるよう、一議会人として議論を交わしたいと思っております。執行部の見解をはっきりと伺えた今、その事を申し述べてこの質問をここで終わらせていただきます。

次に移ります。前段2つの質問では、生活基盤施設、医療保険制度の将来展望について質問を行いました。それぞれの運営の歯車が狂い始めた大きな要因は、紛れもなく人口減少でございました。これは、大都市を除く全国のほとんどの自治体が抱える共通の課題であります。そのような社会状況の中にあつて、本町では自治体のステータスとでも言いませうか、矢掛町民が我がまちを誇りに思えると同時に、ある意味、この人口減少問題への対処の一環となるであろう行政施策に着手されました。

本年7月2日、矢掛町はホテルを通じた民間交流を源泉として30数年来の交流がある沖縄県金武町との間にフレンドタウンシップ協定を締結されました。これは、町政始まって以来、初の対外自治体との友好縁組であり、合併70周年の記念の年にこういった親善協定が結ばれたことは、大変喜ばしく夢のある取組であると感じるとともに、新たなまちの魅力を醸成する一つの契機となり得る施策であろうと思っております。

今までは民間交流が主軸でしたが、行政施策として協定を結んだ今、どういったかたちで町政にこれを汎用していくのか。これは行政だけではなく、やかげDMOや商工会等との協力を仰ぎながら、まち

全体で親善に取り組み、小さな交流からコツコツと積み上げていけば良いと考えるわけですが、執行部としての方向性はこういったものなのでありましょうか。協定を結んだ今、これは重要な事であると私は考えております。

そこで、交流を通じて成果を期待できるものと思われる人材育成、青少年教育、経済交流、この3つの項目で、ひとつづくり、まちづくりの観点から、提案を交えて質問を進めますので、それぞれ関連する課としての見解をお聞きしたいと思います。

まず、人材育成のくくりの中で大きな意味での交流の在り方のベースとなる事柄について、企画課にお聞きします。

今後は、折に触れてさまざまな形で交流が実施されると推察しますが、町民参加型、あるいは官民協働の交流事業の場合、沖縄県という交通手段として航空機を利用せざるを得ない地理的關係から、経費に対する資金助成は一つの課題となることが予測されます。これは事業実施の可否、あるいは参加人数の制限等々にも影響が及ぶものと推察いたします。

こういった場合のまちとしての交流事業に対する補助対応施策を企画する考えがあるか、ないか。今の段階での担当課の見解を問います。

次に、青少年育成、ひとつづくりに関する交流について、提案をいたします。沖縄県金武町という気候風土、歴史、文化、また人の気質など、本町とは大きく異なる遠隔の地を見聞することは、未来を担う我がまちの子どもたちに、あらゆる意味で知見と経験を得る貴重な体験場所になるとの考えから、町立中学校の修学旅行の選定地の一つとしてはいかがでしょうか。

沖縄県は79年前、先の戦争で国内唯一の地上戦が行われた場所であり、広島、長崎に先んじて、民間人を巻き込んだ悲惨な歴史を刻んだ所として、国内において平和教育の先進地であります。また、金武町にはマングローブの自生する南国特有の良好な自然環境が多く残っており、これに隣接して体験型研修宿泊施設もあります。さらに、プロ野球球団東北楽天イーグルスやサッカーJ1浦和レッズのキャンプ地であるなど独特の空気感があり、さまざまな観点から修学旅行地として最適であると考えます。

この質問については、直ちに実施とはいきませんから、感覚の範囲にとどめていただいて結構ですので、教育委員会としての見解をお聞かせください。

次に、経済交流まちづくりに関する交流について問います。両町は気候風土の違いから一次産業生産物も大きく異なりますので物珍しさもあって、農産物は双方の町民に対して一定の需要が喚起できるのではないかと考えております。地場農産物は、それぞれのまちにとって基幹的な経済振興の原動力となっており、双方がイベントごとの物産販売などPR活動を地道に継続していけば、販路拡大の体制も徐々に整い、実利的な交流となるのではないかと推察します。

ただし、両町の間には約1,200キロの海を隔てた距離があり、輸送コストへの対処が不可欠です。そういったハードルへの対応を交流レベルに沿った財政出動を含め、官民協働の輪の中で取り組むことそのものが、ある意味両町にとってのまちづくりと言えるのではないかと考えるわけであります。

そこで、この協定締結をベースとしたまちづくりの一環として、地場産品の販売開拓による経済振興について、産業観光課の見解をお聞かせください。

以上3点について、執行部各担当各課に答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 9番花川議員の御質問、沖縄県金武町とのフレンドタウンシップ協定の交

流のあり方について、企画課からお答えをいたします。

平成3年から商工会を通じて交流が開始され、33年余りの歳月を経て町と町との交流に発展したという事は、歓迎すべきことと捉えており、今後発展継続すべきことは言うものではありません。

さて、御質問のこれから行うべき町民参加型の交流事業ですが、フレンドタウンシップ協定には、文化、教育、スポーツ産業など幅広い分野における交流を通じて互いの理解と連携を深め、両町の更なる発展を図ることを目的とするとあります。

当然ながら、町同士の交流でありますので、お互いの町が認めた範囲での交流は前提となります。したがって、個々の団体や個人に対する助成金に関しては、一律の基準を設けることなく、個々に考えていくこととなります。

御指摘のとおり、交流に関しては双方が同じ認識をし、互いの発展に寄与することであることが肝要と思われまふ。現在、金武町側と交流の具体的な方法について協議を行っております。また、各課にも交流の案を求めておりますので、その中で具体的な方策を検討したいと思ひます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 9番花川議員の御質問、沖縄県金武町との交流のあり方について、青少年教育の部分について教育課からお答えいたします。文化の違う地域の方々との交流は、子どもたちの成長にもつながるものと考えております。

教育委員会では、令和6年度の教育行政施策として地域と未来を担う人づくりを目標に掲げております。沖縄県金武町との交流は平和学習、異文化体験等を行うことにより子どもたちの人材育成にもつながるものと考えております。金武町の子どもたちとは、オンラインでの学習や交流も深めながら、そして、その後は実際に会って交流できるよう中学校の修学旅行など検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 9番花川議員の両町地場産品の販路開拓によるまちづくりについての御質問に、産業観光課からお答えいたします。

両地を代表する地場産品は、金武町ではサトイモの一種で水田で栽培されるタームやふるさと納税返礼品人気ナンバー1のマンゴー、それから矢掛町では和菓子、干し柿、ブドウ、ナンなどがあり、30数年来交流が続く両町の商工会がそれぞれの町におけるイベントや祭り等での地場産品の販売を行い、交流を深めている実績は既にお伺いしているところであります。

また、沖縄の代表的なソウルフードであるタコライスは、金武町が発祥の地であり、沖縄県民のみならず観光客からも好まれているB級グルメであります。協定締結を契機に、町内の限られた店舗ではありますが、タコライスを提供する店舗が出始めております。

金武町とのフレンドタウンシップの運気を醸成し、やかげDMOと連携により、毎年7月上旬に協定締結記念イベント等の開催について検討を行い、有意義で持続可能な交流が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。よろしくお祈ひします。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** それぞれの担当部局から答弁をいただきましたが、教育長の御答弁に関しましては、本町の教育行政政策に合致した地域の未来を担うひとつづくりの観点から、金武町の子どもたちとの交流も含め、中学校の修学旅行などを検討することのこと。実施に向けての前向きな御意見をお聞きし、協定の効果が我がまちの青少年育成、ひとつづくりに早期に実現されることに期待をするものであります。

続いて、企画課、産業観光課からの御答弁には再質問を起こします。まず、企画課長の御答弁の中で協定の目的に照らした上で、両町が認めた範囲の交流が前提であるとなると、これはどのような基準をもって町民は交流に関する事業を企画し、実施に向けて取り組めばよいのでしょうか。

まちの裁量に合致しない事業は、助成の対象にならず交流事業を断念せざるを得ない場合が生じるとすればこういった状況から機会を逸失することは、人材育成、文化交流の観点からは、まことに残念と言うほかなく、少し分かりにくいものであります。

さらに、団体・個人に対する助成に関しては、一律の基準を設けず個別に対処することでしたが、申請内容の適・不適が判断材料にならなければ、そもそも申請の範囲は膨大無限となり、かえって判断が付きにくいのではないのでしょうか。

そこで、広く人材育成、文化交流に関する一定の要件を備えた補助金交付施策を企画設置することによって、活発な町民参加型の交流事業の申請促進を図れば、それこそが両町相互の理解と連携を深め、発展につなげるというフレンドタウンシップ協定の趣旨に沿うものと推察しますが、担当課の御見解はいかがでしょうか。答弁を求めます。

次に、産業観光課長の御答弁についてですが、町内複数店舗で金武町を代表する料理であるタコライス販売を推奨され、実施に至っているとのこと。これは山岡町長の御発案とお聞きしておりますが、こういったことが両町の理解と連携、そして発展につながるものと評価したいと思います。当該事例を含め、物販を基調にした経済交流は本協定の大きな柱の一つと言えますが、一方、前段の企画課長への再質問の趣旨と同様に、物流コストはこの連携の大きなハードルであることは言をまたないわけでありませぬ。

その点について、産業観光課としては、今後どういう立て付けでこれを推進していかれるのでしょうか。経済交流は官民の協力無くしては成し得ないものと推察しますが、それぞれ担当課として、現段階でのお考えをお聞きしたいと思います。

以上2点について、再質問として各課の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 現在、金武町との交流について、双方が人・物・文化の交流を行うことができるように、どのようなものが望ましいか話し合っております。

議員の御質問にあった一定の基準を設けて、町民が広く交流できるようにするという御提案の趣旨は、町民に開かれた交流という意味では大変意義深いものと思われませぬ。

事業に対する補助金という公金の使途を考えますと、どうしても町の審査が必要となつてまいります。町民が望む町の交流事業の制度については、いろいろな角度から十分に検討してまいります。加えて、できるだけ幅広い交流を行っていくために、既存の制度や新しい交流施策も含めて検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 9番花川議員の再質問に、産業観光課からお答えいたします。両町の地場産品を取り扱う場合、花川議員のお話にありましたように、必ず輸送に掛かる経費が必要となります。輸送経費を考えるあまり、物販販売の規模に制限が出てくる場合も想定されます。

地場産品の販売においては、民間事業者、商工会、やかげDMOなどとの連携が不可欠であり、官民が連携して取り組む必要があると考えております。

今後、フレンドタウンシップ協定によるさまざまな取組が実施されると予想されますが、経済交流事業が円滑に進められるよう経費軽減等について民間事業者等と連携協働の下、推進していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** 9番。

**○9番（花川大志君）** 両課長の御答弁は、十分な検討を経て自治体行政、そして民間事業者との連携を集め、交流を推進したいという大変前向きな御意見でありました。これは急ぐ必要はない、ゆっくりゆっくりと一つずつやっていけば良いと私も思っております。

行政の企画や方針、また意気込みが、我々民間人に伝ばし、さまざまな取組を後押しすると考えますので、一步ずつで結構ですから、あらゆる交流の懸け橋をつないでいただきたいと思うわけですが、これを裏付ける本協定の締結がもたらしたある事例をお伝えしたいと思います。

協定締結後すぐの7月下旬に矢掛町役場の職員さんがお休みを利用し、プライベートで沖縄へ旅行に行かれた際、金武町へ立ち寄られました。ほとんどの旅行者は、沖縄有数の観光エリアである本島西海岸側の恩納村を訪れるわけでありますが、この職員さんは友好親善協定の締結があつて金武町を訪れられております。その際、職員さんがお土産物を買いたいと両町職員間のネットワークで矢掛町の産業観光課から金武町観光協会へ素早く連絡が行き、金武町産の海ブドウのお店を紹介していただき、友好親善のまち矢掛から来られたということで、新鮮な商品をディスカウント価格で販売していただきました。このことはすぐ私どものほうへ連絡があり、この事例を元に矢掛町の方が金武へ来町の際には、お土産物などを割引する制度、いわゆる矢掛割を立ち上げ、来訪者が増えれば、これは金武の観光集客施策にとって、また、訪れた矢掛町民にとって双方の利益となり、こういった経済的かつおもてなしの心あふれたつながりから相互の親善が深まれば、長年の交流が開くことになると金武町商工会職員さんと認識を共有した次第であります。この事例はすぐに金武町役場商工観光課さんへもお伝えいたしました。協定締結によってまかれた種は既に芽を出しているのです。

今後は両町が歩調を合わせて、そういった施策の実現に期待したいと思うわけであります。いずれにしましても、他の自治体との友好縁組は本町としては初めてのことで、このような事例に見られるレベルから段々に交流を進めていただければ、企画課長の御答弁にあるように町民に開かれた交流が促進され、深まり、我がまちのグローバルな魅力となり、定住化施策や人口減少問題に対する町としてのPR事項のひとつにもなり得ると思っておりますので、時間と予算の許す範囲で本質問での提案事項に御理解をいただき、企画等々を進めていただくことをお願い申し上げ、全ての質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** ここでお諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで15分程度休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時37分 休憩

午前10時53分 再開

**○議長（浅野 毅君）** それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

それでは、続きまして12番土田正雄君、お願いします。12番土田君。

**○12番（土田正雄君）** 議席12番の土田でございます。今回は2点の質問を行います。

それでは、まず1点目の質問は学校行事等における熱中症警戒アラートの対応についての質問を行います。熱中症警戒アラートは、危険な暑さが予想される場合に暑さへの気付きを促し、熱中症への警戒を呼び掛けるものです。

環境省と気象庁が、暑さ指数、器具で言いますとWBGT計と言いますが、その値が33以上と予想される日の前日の午後5時頃まで又は当日朝の5時頃、1日2回県単位で発表されます。

また、令和6年4月からは熱中症特別警戒アラートが新たに創生されました。これは、先ほどの指数が35以上になると予想される場合に、前日の午後2時頃に発表されます。

こういった中、学校行事やスポーツ少年団活動において熱中症警戒アラートが発令された場合の熱中症事故の防止対策の現状について、お尋ねをいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 12番土田議員の御質問、熱中症警戒アラートへの対応について、教育課からお答えいたします。

今年の夏は、議員の御質問にありましたように大変暑い気象状況となりました。気象庁の発表によりますと、統計を開始した1898年以降の7月の日本の月平均気温は、最も高くなっていたという状況でございます。そして、まだまだ暑い日は続く予報となっております。

熱中症の危険度を判断する環境条件の指数に、先ほど御説明いただきました暑さ指数というものがございまして。暑さ指数は、湿度、日射・ふく射などの周辺の熱環境、そして気温の3つを採り入れた指標となっている。日本スポーツ協会の熱中症予防のための運動指針というのがございまして、この暑さ指数が31以上で運動は原則中止とされています。

また、気象庁と環境省は、熱中症の危険性が極めて高い気象条件で、暑さ指数が33以上と予測された場合には熱中症警戒アラートを発表することとなっております。なお、環境省では、今年度より、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがあり、暑さ指数が35以上となることが予測される場合に熱中症特別警戒アラートを発表することになりました。

今年度の発令状況は、8月末現在で岡山県では、熱中症警戒アラートは29回発令、熱中症特別警戒アラートの発令はなしとなっております。学校現場においては、文部科学省から発出された学校教育活動等における熱中症事故の防止について等の通知により対応しております。

熱中症警戒アラートが発令された場合だけでなく、25度から30度でも適切な措置を講ずることや、暑さ指数等を活用して熱中症の危険性を適切に判断するなど、活動の場所や種類に関わらず、水分補給等を含めた適切な安全管理を徹底するよう取り組んでおります。

スポーツ少年団につきましては、日本スポーツ協会から発出されている令和6年度における熱中症対策についてという文書により、対応について周知しており、それぞれの少年団において対応していただいております。

熱中症を予防するためには、全ての関係者が熱中症予防行動を理解、実践し、日頃から熱中症に対す

る備えを万全にすることが重要だと考えております。今後も適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 12番。

**○12番（土田正雄君）** 先ほどの回答の中で、スポーツ少年団について日本スポーツ協会から出ている令和6年度における熱中症対策についての文書により対応しているという回答をいただきました。

学校現場において、文部科学省から出された通知によるものと若干異なっておりますけれども、そこで次の2点について再質問を行います。まず1点目は、スポーツ少年団の保護者との情報共有は、どの程度できているのか。つまり、文部科学省から出ている通知の内容を保護者が理解しているのか。2点目は、学校現場において、部活などの活動中に適切な水分等の補給や休憩ができる環境は整えられているのか。

以上2点について、再質問を行います。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 12番土田議員の再質問について、教育課からお答えいたします。

1点目の御質問、スポーツ少年団の保護者との情報共有についてですが、教育委員会からは、各少年団に通知を出しており、その後は、各スポーツ少年団により対応は異なっていると思います。

保護者の理解につきましては十分な把握ができていませんので、熱中症対策について啓発に努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の御質問、部活動での適切な水分等の補給や休憩ができる環境整備についてですが、中学校では部活動中、水分は適宜取るよう指導しています。活動前も活動中も暑さ指数を測定し、その日の状況に合わせて対応しています。

今年の夏季休業中は、部活動時間を早め午前7時30分からとし、部活動後も空調設備の整った部屋でクールダウンしてから下校するよう対応しております。

学校現場では、子どもたちの様子をよく観察し、その日の天候状況により適切に対応するよう心掛けています。今後も熱中症予防の対応を適切に取っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 12番土田君。

**○12番（土田正雄君）** はい。再質問の回答をいただきました。なかなか熱中症というのは、今までの気候と違って本当に今年は災害級の暑さです。運動中だけが熱中症になるわけではありません。これは、昨年でしたか、確か山形県の中学生在が部活の帰る時に熱中症になって亡くなったと、こういったものを背景にそういったものができたのかなというふうには思っております。

学校でもなかなかクーラーの効いた部屋というのが、もう多分教室しかないと思いますし、それから水分にしても、ウォーターサーバーといいますか、そういった水を補給できるようなものもやはり環境整備をして整えていかないとなかなか熱中症を防ぐわけにはいかないと思います。

環境整備等についても、活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができるような環境を整えることというふうなこともうたわれております。今後ともこういったことがなかなか事故等で起きないように、子どもの部活等々については十分配慮していただくことをお願いしまして、1点目の質問は終わらせていただきます。

次に、2点目の質問を行います。これは先ほどの同僚議員の質問と異なる部分が若干ありますので、簡単にお尋ねをいたします。交流事業や地域づくり事業における助成制度、そういった制度についてのお尋ねをさせていただきます。

矢掛町は、今年7月2日に沖縄県金武町とフレンドタウンシップ協定を結んでおります。この協定を結ぶことにより、子どもたちのスポーツ・文化・芸術などの派遣事業や物産展の開催などを通して交流を深め、推進することになります。人の交流を進めることにより賑わいの創出につながることを期待されております。

今後、交流事業を推進するためには予算も必要になるが、助成対象者や助成制度はどのように考えられておられるのか、現時点での回答をお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 12番土田議員の御質問、交流事業や地域づくり事業における助成制度について、企画課からお答えいたします。

先にお答えした内容と同様になってまいりますが、7月に締結した沖縄県金武町とフレンドタウンシップ協定による交流を行った際の町からの補助金などの助成の在り方でございます。当然ながら、町同士の交流でありますので、お互いの町が認めた範囲での交流が前提になってまいります。

第1段階としてスポーツ分野での人的交流や互いの特産品の交流などを考えておりますので、御協力をいただきますようお願いいたします。また、交流事業に対するわかりやすい補助制度に関しても考えていく必要があります。どのようなニーズがあるか調査を行い、できるだけ幅広い交流を行って行くために、既存の制度や新しい交流施策も含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 12番。

**○12番（土田正雄君）** はい。回答いただきましたが、最後のほうで交流事業に対してどのようにニーズがあるのか調査をして行うという回答をいただきました。来年度の当初予算も数か月の後に迫っております。今後、具体的にどのような調査をどのように行うのか、再質問を行います。

**○議長（浅野 毅君）** 企画課長。

**○企画課長（稲田欽也君）** 現在、各課に交流事業について、どのようなものが良いか図っている状況であります。また、他の事例、過去の事業や要望なども参考にしたいと考えております。それを材料にして、制度の検討に入っていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 12番。

**○12番（土田正雄君）** はい。再質問の回答をいただきました。当然の回答かなと思っておりますし、ただ最初から100点満点の補助制度とかいうのはできません。時代の変化に応じた、また町民のニーズに応じたやはり、事業に展開していく必要があると思っております。

そういった意味ではやはり職員の方にいろいろなアイデアを出していただき、また町民の方からのいろいろな声を聞いていただき、継続して長く金武町とのお付き合いができるような制度をこれからも考えていただければと思います。

以上で、私からの2点の質問は終わらせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、5番田中輝夫君、お願いします。5番田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中輝夫でございます。通告に従い、コンプライアンスの励行についてと、中学校の制服の在り方と制服購入費の助成についての2件について、質問いたします。

まず、コンプライアンスについてですが、先月のパリオリンピックでは、未成年者の体操女子選手が喫煙、飲酒があったというふうなことで、本人もオリンピックを辞退しました。また、隣の県では首長の問題とか他の地方公共団体でも職員の法令違反や不適切な職務執行が多くあったというふうなことでマスコミでも報道されています。

本町ではそのようなことはないと思っておりますが、今後も全く発生しないとは言い切れないと考えられます。

コンプライアンスとは、法令等遵守することと定義されていますが、法令等ということで、法令にとどまらず社会的ルールとして守るべきと意識されているもの幅広く含む概念とされています。

日ごろから職員一人ひとり、公務員としての高い目標意識を持って住民の要望に対応することが目的ですが、職員の心理的負担による業務のリスクを抑制、回避する仕組みも必要であります。不祥事を予防する観点から、コンプライアンス条例など事務処理手続きを定めることが大切であります。

そこでお伺いします。職員等へのコンプライアンス教育及び意識の醸成はどのように行っているのか。2点目、定期的に階層別又は担当部署で研修を実施しているのか。その状況を教えていただきたいと思っております。3つ目、町職員倫理規定又はコンプライアンス条例など制定の有無。

以上、コンプライアンスのことについて、執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 5番田中議員のコンプライアンスの励行について、総務防災課からお答えします。3点頂戴いたしておりますが、まず、1点目と2点目。1つ目、職員などへのコンプラ教育ですね。コンプライアンス教育及び意識の醸成はどのように行っているか。2点目の定期的に階層別とか担当部署別に研修の実施状況をどのようにされているかといった2つの質問について、お答え申し上げます。

本町におきましても、議員のおっしゃったとおり他の地方自治体同様コンプライアンス——いわゆる法令遵守ですね、社会的規範を守ることは公務員の基本と考えておりまして、コンプライアンス意識の醸成は非常に重要なものと存じております。そうした中、職員研修や職員への綱紀の粛正を促す通知など、途切れなく意識を高めるべく進めているところです。

2点目の研修の実績について申し上げますと、職員研修として毎年採用されます新規採用職員に対しましては、憲法、地方自治法、地方公務員法など法令の意義、そして職員が全体の奉仕者として公共の利益のために法令を遵守し、公正に職務を遂行しなければならない、こういった旨の研修を実施しています。

このほかにも毎年度研修は開催いたしておりまして、令和2年度では、全職員を対象に公務員倫理とハラスメント研修、これは103名の職員が受講いたしました。令和3年度には全職員対象にコンプライアンス研修を実施いたしましたところ、87名の受講がございました。令和4年度には、係長級以上の職員を対象に弁護士を講師に招きまして、コンプライアンス研修を47名受講いたしました。こういった研修を定期的に全職員、あるいは階層別に行っており、外部講師らを講師として研修を行っております。

加えて町長からは、課長会議など折を見て、他市町村の先ほど議員がおっしゃったような事例などからコンプライアンスの意識向上に言及を定期的にされておられます。また、副町長からは年末年始など

時期をみて、全職員あてに町民からの信頼維持のためにも厳正な服務規律の確保と職員倫理の保持に努めるよう綱紀粛正の通知を発出したしております。

3点目の町職員倫理規程又はコンプライアンス条例などの制定の有無なんですけれども、本町では、議員の御質問の職員の倫理規定はございませんけれども、矢掛町職員服務規程を制定しております。この規定に基づいて、個々に邁進しております。

また、コンプライアンスについての条例は現在制定しておりませんが、本町においても条例化の必要性は十分必要と考えておまして、今後検討していく所存でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 5番。

**○5番（田中輝夫君）** はい、回答していただきました。町長、副町長から、コンプライアンスの意識向上と職員倫理及び綱紀粛正の通達はしているとのことでありました。また、研修もたびたび実施しているということよくわかりました。

しかし、研修は実施していても実際にそれが役に立つ、本人の意識として持っていないといけないわけですから、研修はまだまだ行っていただきたいというふうに思っております。それと、服務規程とは仕事に従事する者が守るべき事項を定めた規則でありまして、倫理規定とは人格の尊重、人として職務上自ら守らなければならない行動基準を定めたものでありまして、少し趣旨が違うのかなというふうに思っております。

契約上の服務規定に従うのはもちろんですが、町独自で規定を定めておくのが良いと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

そこで、再度質問させていただきます。内部通報制度についてお聞きします。不祥事が発生した場合、まず内部できちんと対処し、その上で必要な事項については公表するというふうなのが本来の姿です。隠すのではなくオープンにすることが必要です。

内部通報制度の対応を可能にするのは、職員の不祥事などは執行部できちんと対応してくれるという信頼感を持ってもらうことが大切です。また、通報者の保護については、公益通報者保護法が制定されているので、内容にも注意を払うことが必要です。正当な内部通報者は法律で保護されているし、不利益な扱いを受けることのないようにすることです。

そこで、内部通報制度、通報窓口を設置しているのかどうかお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 田中議員の再質問、内部通報制度は整備しているのか、また、通報窓口は設置しているのかという御質問について、お答えいたします。

本町におきましても、内部通報制度を整備いたしております。令和元年です。矢掛町内部公益通報に関する要綱を制定いたしまして、通報窓口の設置も現在いたしております。

また、弁護士窓口についても、岡山県町村会が県下12町村をまとめて紹介をしてくださっている弁護士を窓口として、開設と同時に課長会議等を通じて職員に周知いたしております。

田中議員がおっしゃるように、不祥事が発生した場合には内部で迅速に調査確認を実施をいたし、厳正に対処し状況に応じて弁護士にも相談するなど適正に処理し必要に応じて公表すべきと存じています。

やはり、町民の皆様信頼される役場、公務員であるべく今後も職員全体のコンプライアンス意識を高めてまいりたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 5番。

**○5番（田中輝夫君）** はい、回答していただきました。内部通報制度は設置しているというふうなことで、これも職員のほうへの周知徹底をよろしくお願いします。

法令等遵守ということが一般の人にとってはごく当たり前で、むしろできなければ恥ずかしいと言えることです。コンプライアンスが誰でもできる当たり前のものだと常に職員に意識を持ってもらうようお願いししたいです。不法行為や不祥事事件を予防する観点から、職員の意識醸成、職場環境の整備、組織体制の構築を図るためにも、倫理規程を定めてないのであれば、まず、町独自の倫理規程の制定並びにコンプライアンス条例の制定をぜひ検討していただき、町民に信頼される町政の確立、計画を望むことを述べ、この質問を終わります。

次に2点目、中学校の制服の在り方と制服購入費の助成についてお伺いします。学生服の必要性について、ある機関がアンケート調査を行った結果、あった方が良い40パーセント、どちらかといえばあった方が良い39パーセントと合わせて約79パーセントの保護者・生徒には好評であります。

理由としては、学生服を着ていると一目で学生であることが分かりますし、動きやすさ、家庭で洗濯ができる、毎日の服装に悩まなくても済むことなどが挙げられていました。

どこの学校でも学生服・制服には校章の刺繍が入っているところがほとんどだと思いますが、矢掛中学校では、カッターシャツ、ブラウスなどにも校章の刺繍が入っているので、保護者の中には、シャツ・ブラウス等は少し割高に感じている方もおり、既製品のシャツで通学できればいいのにと考えている保護者の方もいるようです。ちょっと、例えば校章をバッジにするとか、アイロンプリントで貼り付けられるようにして、入学時に支給すれば、既製品のシャツ・ブラウスでの登校が可能になるのではないかなというふうな声がありました。

最近では、夏の期間はポロシャツ着用での通学も許可されていると聞いていますが、制服の在り方について本町の考え方をお尋ねします。

また、学生服制服は高価なので、兄弟や知人から譲り受けた物を擦り切れるまで使用している人もいると聞きます。物価高騰のため制服購入費の負担が大きいと感じている保護者もいます。

矢掛高等学校の制服補助は好評と聞いているので、中学校入学時の制服購入費の支援措置を講じる考えはないのか、本町の見解をお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 5番田中議員の御質問、中学校制服の在り方と入学時制服購入費の一部助成について、教育課からお答えいたします。

学校における通学用服 ―― 制服の選定等については、文部科学省の通知によりますと、“通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい”とされています。

矢掛中学校では、今年の夏から、暑さ対策を求める生徒の意見を踏まえ、制服として男女ともにポロシャツを着用することを認めています。ここに至るまでには、昨年度、生徒代表と生徒会で作る校則検討委員会で検討を重ね、PTA総会で保護者の理解を求めた上で実施しています。

御提案のありました、マークをシャツやブラウスにアイロンプリントするという方法については、中

学校へ情報共有していきたいと思えます。

次に、入学時の制服購入費支援措置についてですが、町では、入学時における家庭の経済的負担を軽減し児童生徒の健全な育成を支援するため、入学祝金を支給しています。小学校入学祝金3万円、中学校5万円となっています。

また、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者の申請により就学援助を行っています。就学援助の種類には、学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等があります。制服購入費支援措置についてはこれらの制度があり、また、先ほど申し上げました入学祝金は、制服購入等に充てていただくように制度を作っており、近隣市町にもない施策となっております。

どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 5番。

**○5番（田中輝夫君）** はい、回答していただきました。学校側として制服の在り方については、シャツ・ブラウスなどは、柔軟に対応する考えがあるようです。生徒たちから要望があれば、生徒会がつくる校則検討委員会で協議を行っていき、保護者の理解を求めた上で対応を行っているようです。今年の夏はシャツ・ブラウス、先ほどあったポロシャツの着用の通学も認めているということわかりました。

町としては、制服の一部助成については現在は考えていないというふうなことでした。学生服、シャツ・ブラウス、体操服やシューズ、カバン一式を揃えるのはかなりの額が掛かります。また、中学生は成長期であり、1着の制服で3年間過ごせる人は少ないというふうに思えます。

数名の保護者からの要望がありましたので、シャツ・ブラウス既製品等の着用の許可、制服の一部助成を提言させてもらいました。

先ほど答弁の中にもありましたが、学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学童生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないと定められています。

答弁の中でもそれについての説明がありましたが、今回もやはり中学校は成長期、その1着で制服を通すというのはなかなか難しいというふうなことも思えます。生徒や保護者、町民からの意見要望があるようでしたら、引き続き検討していただけますようお願いいたします。この質問は終わりたいと思います。

保護者の方には、そういうふうな要望があれば、学校のほうへ相談していただくようにというふうなことは伝えさせていただきますが、町としても今後検討していただけますようによろしくお願ひします。

以上、2点で私の今回の質問は終わらせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、6番原田秀史君、お願いします。6番原田君。

**○6番（原田秀史君）** 議席番号6番の原田でございます。それでは、通告に従いまして、小・中学校体育館へのエアコン設置について及び日本語専門学校 仮称矢掛ビジネスカレッジについての質問をいたします。

まず、小・中学校体育館へのエアコンの設置について質問をいたします。町内には7つの小学校と1つの中学校があり、それぞれ体育館が設置されており、体育の授業や学校行事、中学校では部活動で使用されているほかスポーツ少年団や地域のスポーツ愛好者などさまざまな方々が使用されています。また、災害時には指定避難所として位置付けられていますが、これらの全ての施設にはエアコンが設置されていません。

近年の地球温暖化により、平均気温は年々上昇しています。参考までにですが、岡山県の今年を含む

過去3年の8月の平均気温を見てみますと、令和4年28.9度、令和5年29.5度、令和6年は8月5日現在ではありますが、31.6度と年々高くなる傾向にあります。

また、同じく過去3年間の6月から8月の3か月間の猛暑日と言われる気温35度以上になる日数も、令和4年15日、令和5年22日、令和6年38日と年々増加しており、今後もこうした傾向が続くことが予測されます。

こうした中での夏場における体育の授業や部活動等の運動中には、熱中症を発症するリスクを常に抱えています。特にエアコンが設置されていない体育館は、窓から直射日光が入り建物が温められる上に、窓を開けるなどの換気をしていても夏場は外気温が高いため熱がこもりやすく、高温に拍車がかかり、外気温より3度から4度高い状態になります。こうした状況下の体育館での部活動などは、常に熱中症発症のリスクが高まります。

また、近年の温暖化による豪雨災害や8月8日に南海トラフの想定震源域内西端の日向灘で起き、今後予測される地震災害時の避難所でもあるこれらの施設では、大人数が密集することにより温度や湿度が上昇しやすく、しかも幼児や高齢者といった体力の無い人も含まれているため、熱中症による二次災害の発生するリスクが高まります。

しかし、エアコンが設置されていれば適切な温度・湿度が維持されるため、熱中症発症のリスクを大きく下げることができます。

このように、エアコン未設置による熱中症発症のリスクを軽減することにより、教育環境の改善は元より、災害時の避難所としての生活環境の改善を図るためにも小・中学校の各体育館にエアコンを設置すべきという観点から、次の4点についてお聞きします。

まず1点目といたしまして、今年度を含めた過去3年間の6月から9月間の小・中学校体育館において、室温が高いために使用を中止した日数及び運動中の熱中症の発症件数。2点目といたしまして、体育館での熱中症対策及び室温による使用制限はあるのか。3点目といたしまして、各小・中学校及び保護者からのエアコン設置の要望はあるのか。4点目といたしまして、各小・中学校へのエアコン設置の必要性をどう捉えているのか、執行部の答弁を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 6番原田議員の御質問、小・中学校体育館へのエアコン設置について、教育課からお答えいたします。

まず、1点目の御質問、6月から9月の期間に小・中学校体育館において、室温が高いために使用中止した日数は、令和4年度は14日、令和5年度は19日、令和6年度は28日となっています。特に、中学校では、7月8月の夏休み期間中に熱中症警戒アラートが発令され使用中止とした日数が挙がっており、だんだん増えております。

次に、運動中での熱中症発症件数についてですが、小・中学校によりまして、令和4年度6件、令和5年度5件、令和6年度2件となっておりますが、すぐに涼しいところで水分補給を行い、大事には至っておりません。

次に、2点目の御質問、体育館での熱中症対策及び使用制限についてですが、小・中学校では、体育館にスポットクーラーと送風機を設置し、熱中症対策をとっています。

また、各小・中学校に暑さ指数計測器を設置しており、暑さ指数が31以上となった場合には、運動は原則中止としています。そして、体育の授業であれば教室で保健体育へ代替えの授業を行っています。

次に、3点目の御質問、エアコン設置の要望についてですが、先日行われました、やかげ未来まちづくりフォーラムでは、中学生より熱中症対策として体育館へのエアコン設置の提案がございました。学校、保護者の方々からは、教育委員会へ直接の要望はございません。

最後に、4点目の御質問、これらのことを踏まえ各小・中学校体育館へのエアコン設置についてでございますが、教育委員会では、昨今の猛暑、酷暑は異常なほどで、熱中症対策には大変有効な手段だと思えます。

設置するには、ただ空調設備を設置するだけではなく断熱性確保のための工事も必要となってきます。そのため費用は多額となるため、設置については、他の施設整備の状況や財源確保も含め今後時間を掛けて研究していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 6番。

**○6番（原田秀史君）** はい、ありがとうございます。体育館を使用中止にした日数は、令和4年度14日、令和5年度19日、令和6年度28日と年々増加傾向にあり、令和4年度と比較し、本年度は8月は2倍になっています。こうした中で熱中症警戒アラートの発表日を令和4年12回、令和5年13回、令和6年は29回と年々増加傾向にあります。

このような状況下で、屋外やエアコン未設置の体育館を使用できないために起こる小・中学校における体育の授業への影響や小学校では業間での児童の遊び場の確保、また、中学校では特に体育館の使用制限による部活動の停滞が懸念されますが、これらの現状と対策についてお聞きします。

次に、エアコン設置の要望につきましては、やかげ未来まちづくりフォーラムにおいて中学生から要望があったが、学校・保護者からの要望はなかったとの旨の御答弁がありましたが、昨年11月に行われました令和5年度地域座談会では、「去年くらいから夏はかなり暑くなっているが、体育館へのエアコンの設置は考えていないのか」や防災面から「体育館はサウナ状態で避難時等に耐えられず、体育館から逃げたほうが防災である」など体育館へのエアコン設置の要望があり、担当課長が個人的な見解として、体育館は小・中学生や地域の方々も利用されるため、熱中症対策として教育課としては設置しなければいけないと思っているとの主旨、また、町長からは、「一度に全てやるとはいかないが、順次やっていく方法もあるのではないかと思います」といった答弁がありました。

先ほど、エアコン設置の必要は認識しているが、費用が多額になるため、他の施設整備の状況や財源確保も含め、今後時間を掛けて研究していきたいとの答弁がありましたが、これは昨年度の地域座談会での町長及び前担当課長の答弁を踏まえての答弁なのか、お聞きします。

また、この中で令和7年度までに事業実施をすれば、通常3分の1の補助率が2分の1に嵩上げされる有利な国庫補助事業の活用について、前担当課長が触れられていました学校施設環境改善交付金の活用について、お聞きします。この事業は、学校施設環境改善交付金の中の大規模改造でその空調の設置に要する経費の一部に国が補助を行う事業ですが、令和5年度制度改正で、防災減災、国土強じん化のための5か年加速化対策の期間において、空調設置についての補助率を3分の1から2分の1に引き上げるもので、令和7年度までの措置となっています。

この事業を活用しますと交付金以外の財源として、地方債の充当率75パーセントが100パーセント、交付税算入率が30パーセントが50パーセントとなり、地方負担が38.75パーセントから25パーセントに軽減されます。要件としては、断熱性が確保されている建物が対象であります、確保されていな

い建物については、空調設置と併せて断熱性確保のための経費についても交付対象になります。

このことから、令和7年度までと期間の制限がある中ではありますが、現時点から事業着手への事務的な手続きは可能なのか。また、今後時間を掛けて研究するとの答弁でしたが、今後、いま、今年以上の猛暑日の増加が予測される中、児童生徒が安全で安心して学校生活を送るため、また、体育等の授業時間や部活動の時間を確保、それに加え、災害時の避難所としての環境整備の面からも、地域懇談会での町長のお言葉をお借りしますと、一度にやるのではなく、まず比較的使用頻度の高い中学校体育館をこの事業を活用して令和7年度事業実施に向けての見解を再度お聞きします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 6番原田議員の再質問について教育課からお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今年度、岡山県での熱中症警戒アラート発令は、7月20日に始まり8月末現在で29回という状況でございます。

夏休みに入って以降の発令になりますが、各学校ではそれ以外にも暑さ指数計測器により測定し、熱中症の危険度を把握し、対応しております。暑さ指数が31以上となった場合は、運動は原則中止という観点から、体育は教室で保健体育へ代替したり、小学校での業間ではエアコンの設置してある教室や図書室で過ごしたりしています。

中学校の部活動では、体育館使用時にはスポットクーラーと大型送風機を使用しております。また、夏休み期間には、B&G海洋センターのアリーナを借りて部活動等を行いました。

そして、エアコン設置について先ほど答弁しました内容は、昨年度の地域座談会での答弁も踏まえ、お答えさせていただいた次第でございます。

小・中学校体育館へのエアコン設置につきましては、先ほど申し上げましたとおり、熱中症対策には大変有効な手段だと考えております。ただ、既存の小・中学校体育館は断熱性の確保がされておりません。

断熱性が確保されていないまま、エアコン——空調設備を設置した場合、過大な能力が必要となり、また光熱費が過大となったりと、効率的、効果的な施設整備ができないと聞いております。このため、文部科学省の学校施設環境改善交付金を申請するには、建物に断熱性があることが要件となっているため、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施することとなります。この断熱工事を行うには、構造計算や省エネ効果の計算が必要となり、設計だけで相当な期間を要する見込みです。設計、工事を令和7年度に実施というのは期間的にも非常に難しい状況です。

エアコン・空調設備の設置やまたほかの方法があるのか、今後研究していきたいと思っておりますので御理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 6番。

**○6番（原田秀史君）** はい、ありがとうございました。暑さ対策では、暑さ指数31以上となった場合は、体育は教室での保健体育、また小学校の業間では、体育館以外の室内で過ごすような現状とありましたが、現状では児童生徒の運動不足が否めないかと思えますし、中学校の部活動については、夏休み中はB&G海洋センターのアリーナでの活動を行っているとありましたが、夏休み中の使用はバレーボール部が9日、バスケットボール部とバトミントン部がそれぞれ3日、テニス部が1日といった状況を見ますと十分な練習等の活動ができていない現状がうかがえます。

始業式が始まる前の夏休み中に中学校の体育館が珍しく使用されていたので、教育課の許可を得て体育館の中を見学いたしました。午後3時頃でしたが、ちょうど女子バレー部の皆さんが大変暑い中、顧問の先生の指導の下、汗をかきながら練習している状況を私も汗を拭いながら見学をさせていただきました。

その時の体育館内には、入口付近に移動式スポットクーラーが1台と反対側の下窓の前に大型の送風機1台が設置されていました。スポットクーラーの前方5メートルくらいは冷風を感じることができましたが、送風機の前は暑くて1分も居られないような状態でした。このような状況下での体育館の使用は、熱中症リスクが高まることはその場で容易に想像ができました。

小・中学校の体育館へのエアコン設置の令和4年9月1日の現在値は、全国的には前回の令和2年の調査時より6.6パーセント増の11.9パーセント、岡山県の現状は、前回の調査では設置市町村はありませんでしたが、里庄町100パーセント、鏡野町20パーセントといった状況で、温暖化により増え続ける猛暑日における熱中症対策として年々増加傾向にあり、今後はこの傾向が加速されることが予測されます。

こうした状況を踏まえてと思われる昨年の地域座談会での前課長の答弁では、対応可能とも受け取れるような答弁でありましたが、先ほどの答弁では、大規模改造事業での設計工事については、工程的にできないのではなく難しいとの答弁でした。

認可申請等義務的な手続きが6年度中に可能であれば申請し、認可された場合、7年度での設計・断熱、空調設備工事完了に向けてはさまざまな手法があるとの思いの中での前課長の答弁ではなかったと私は推察いたしました。

しかし、先ほどの答弁のとおり、この事が現時点で不可能であれば、例えば先ほど申しましたが、部活動等で比較的使用頻度の高い中学校については、令和2年度に実施した文部科学省の学校施設環境改善交付金事業を活用し、建物の断熱工事はなく、設計委託料165万円、空調設備設置工事費約2,800万円で実施したB&G海洋センター空調設備設置工事を参考にいただければ、今後研究するまでもなく早期に事業着手できるのではないかと思いますし、小学校については、現在あります移動式スポットクーラーを増台することで臨機応変でさまざまな形で使用でき、今まで以上の熱中症対策が可能となります。

また財源につきましては、矢掛町の未来を担う子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、その親世代の子育てに対する支援をなお一層推進し、さらに若者世代の出会いの機会を創出することにより、次世代につながる活力あるまちづくりに資する目的で設置されている、矢掛町未来こども基金やふるさと納税を活用することも可能な選択肢ではないかと思います。基金の目的とは、目的に沿い有効に活用することでその目的を達成させることだと理解しております。

年々増加傾向にある猛暑日に起因する児童生徒の運動不足に伴う体力の低下等や中学生の部活動の停滞の解消、また、災害時の避難所としての環境整備をする観点からも、来年度からの事業実施を願っています、この質問を終わります。

次に、2点目といたしまして、日本語専門学校 仮称矢掛ビジネスカレッジについて、質問いたします。

令和4年1月27日に開かれた旧矢掛商業高校跡地活用応募者による事業説明会におきまして、事業者であります学校法人貝畑学園から、日本語専門学校 仮称矢掛ビジネスカレッジを令和6年4月の開校を目指すとの説明が議員に対して行われました。

その時の説明によりますと、経営母体は学校法人貝畑学園、理事長貝畑雅二氏、資本金 30 億 6,461 万円、従業員数 76 名とあり、矢掛商業高校跡地に授業料が日本で一番安い日本語学校と矢掛パジャマを縫製する実習生を作ることを基本コンセプトに、1 学年 60 名の 2 年制、総定員 120 名で全寮制とし、現在ある管理棟の 2 階 3 階を教室に、産業振興棟を寮として使用、また、体育館を矢掛パジャマの縫製実習室に改築し、今治タオルに対抗して矢掛パジャマを作るという計画の中、事業スケジュールとしては令和 4 年 10 月に私立学校審議会への計画書の事前説明、翌年の令和 5 年 3 月に出入国在留管理庁への申請、5 月末に学校認可申請書の提出、受理、7 月に私立学校審議会へ諮問、施設の整備、11 月から 12 月に県による現地調査、12 月から翌年——令和 6 年 1 月学校設置認可、3 月に設置設備を完了し、令和 6 年 4 月に開校に至る計画とありましたが、令和 5 年 6 月 6 日に行われました定例会において、新型コロナウイルス感染症拡大による国の対策による留学生の入国制限により学生募集に支障を来し、それに伴い学校開設に伴う認可申請手続きの見直しを行うため、当初予定していた開校を 1 年延長し現状が大きく変化しなければ留学生の入国及びハード整備を進め、令和 7 年 4 月とする見込みであるとの報告が貝畑学園によりあった旨の報告が、町長からありました。

こうした現状の中、2 点についてお聞きします。まず 1 点目といたしまして、開校が延期された原因が解決され予定どおり令和 7 年 4 月に開校できるのか。次に、2 点目といたしまして、旧校舎の管理棟の 2 階 3 階を教室、産業振興棟を寮に、また、体育館をパジャマの縫製実習室に改築し使用する計画とあったが、現時点での各施設の改築の進捗状況をお聞きいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** 6 番原田議員の御質問、日本語専門学校 仮称矢掛ビジネスカレッジについて、財政課からお答えいたします。

学校法人貝畑学園が、旧矢掛商業高校跡地を活用して開校準備を進めている、矢掛ビジネスカレッジ日本語学校について、令和 5 年 6 月定例会の町長報告において令和 7 年 4 月開校見込みと御報告させていただきましたが、その後の進捗状況についての御質問に対して回答させていただきます。

1 点目の質問でございますが、当初の開校予定、令和 6 年 4 月から延期となった原因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、留学生の入国が大きく制限を受けたことに伴い、国への開校認可申請手続きができなかったというものです。

現在は、令和 7 年 4 月開校を目指して文部科学省に申請書を提出しており、現地調査、ヒアリングも既に済んでおり、10 月下旬の認可を待っている状況であります。ただし、生徒の募集は国の認可後になるので短期間での募集となり、開校時は少数となる見込みです。秋入学も含めて、生徒数は段階的に増やしていく予定であると聞いております。

2 点目の施設改修についてですが、教室として使用予定の管理棟については、改修工事は完了しており、机・椅子等の備品の準備もできております。縫製実習室の体育館は、生徒数等の状況を考慮しながら開校後に活用の有無を含めて検討いたします。寮については、民間家屋を借り上げる方向に変更し、産業振興棟の活用方法は開校後に検討していくとのことです。

なお、校舎の北側に合宿所として使われていた木造 2 階の古い建物がありますが、建物自体が危険家屋であり利用価値もなく、今後、敷地全体を有効に活用できるようにするために、この建物を解体する費用を一般会計補正予算（第 2 号）で計上させていただいているところでございます。

また、8 月下旬には、矢掛地区の自治会長、町内会長の自宅へ、開校のお知らせ文書を貝畑学園が持

参又は郵送させていただいたとの報告を受けております。いずれにいたしましても、令和7年4月開校に向け、着実に準備を進めているとのことですので、町としても、引き続き期待をしながら見守っていきたくと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。昼食の時間がまいりましたが、このまま会議を続行いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。6番原田君。

**○6番（原田秀史君）** はい。ありがとうございました。

令和7年4月の開校を目指す中、本年10月下旬の国の認可後に生徒募集を行うため、開校時は少数となるが段階的に増やしていく予定とのことですが、1学年の定員60名の確保及び学校運営を継続させるための次年度以降の定員確保についての見通しについては、どのような状況にあるのか。

また、産業振興棟を学生寮とし体育館を縫製実習室として活用する当初の計画については、寮は民間家屋の借り上げで対応し、体育館についても今後の生徒数の状況を考慮する中で活用の有無を検討するため、改修工事は行われていないようですが、今後の募集で定員が確保できた場合、町内の民間家屋の借り上げで対応が可能なのか。

また、体育館を縫製実習室として活用されない場合には、事業計画書の基本方針に掲げられているパジャマの実習室を作ることにより住民の雇用機会を増やし、矢掛町の活性化に寄与することができなくなるについて、行政の立場としての見解をお聞きいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** 原田議員の再質問にお答えいたします。

まず、定員確保についてですが、本校は新設校であることから国が認める定数が低く抑えられたため、当初の計画を変更し、40人ずつ2学年の計80人で当面募集していくことになりました。

先ほど申し上げたように初年度の募集は10月下旬の認可後に開始するため、初めの1・2年は少人数でのスタートとなりますが、秋入学も想定し、また、これまでの貝畑学園の実績や昨今の全国的な外国人学生募集の動向等を見れば、将来的には定数に見合った学生の確保は可能だと考えております。

寮については、学生が増えても、原則、民間家屋の活用で対応する予定です。

体育館の縫製実習室については、元々一般住民の雇用ではなく学生のアルバイトのためのものとして考えておりました。それに代わるアルバイトについては、別に考えているということです。

矢掛町の活性化という点では、矢掛町に住む学生が少しずつでも増えることにより、いろいろな面で変化も現れてくると期待しております。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 6番原田君。

**○6番（原田秀史君）** はい、ありがとうございました。定員については、当初の計画から1学年20人減の40人、2学年で80名の確保及び全国的な動向や貝畑学園のこれまでの実績からしても将来的にも確保が可能であるとの答弁をお聞きしまして安心したところでございます。

また、産業振興棟を学生寮及び体育館に縫製実習室を作ることにより、学生にアルバイトの機会を提供するという当初計画の変更については、計画時との状況変化を考慮し、投資を抑え、いかにして利益

を追求することは、営利企業として至極当然のことであり、企業の採用範囲と捉え利活用施設の適切な管理と今後の有効活用をお願いするにとどめたいと思います。

いずれにいたしましても、貝畑学園の日本語学校を誘致することによる経済的効果及び留学生が居住することによる活性化を期待していますが、この矢掛商業高校跡地の活用については、過去、専門学校誘致の不成立及び防災関係企業の撤退といった矢掛町にとっては大変苦い思いをした経緯があります。

ことわざにもある、二度あることは三度あるではなく、三度目の正直になることと、来年4月に開校するのであれば、開校することが感じられない雑草まみれの現況を早急に改善されることを願ひまして、この質問を含め全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 昼食時間を多少経過しましたが、会議の続行に御協力いただきましてありがとうございました。

お諮りいたします。この際昼食などのため、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午後 0時 6分 休憩

午後 1時00分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、8番石井君、お願いします。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番、日本共産党の石井です。質問に先立って、ウクライナへのロシアの侵略、それからガザへのイスラエルのジェノサイド、これにはもう本当に憤りを感じています。1日も早く終わってほしいという思いで国連加盟国141か国の国々と一緒に即時停戦と和平への協議に1日も早く入るように強く求めて、質問に入ります。

1つ目、矢掛屋の収支報告書についてですが、矢掛屋は矢掛町に出てからもう今年で10年になろうとしています。従業員の方々は、本当に賑わいのまちづくりの拠点として、自分たちがこのまちを支えていくんだというふうな自負を持って誇りを持って、本当に粉骨砕身して働いておられます。

しかし、この3月に私のほうで質問しました、収支報告書に虚偽記載や記載漏れがあるのではないかとのお尋ねしたんですが、それに対して「修正申告がなされて寄附もなされているから、もう問題はないんだ」という答弁でした。

そこで、再度6月議会で矢掛屋の収支報告書には、虚偽記載はなかったということ答弁だったのですが、しかし、令和元年から令和4年までの建物の減価償却を計上しています。自分の所有物でないものの減価償却費を収支報告書に計上しているのは、明らかな虚偽記載ではないかと思いますが、「適正に処理をされているから虚偽記載ではない」という答弁でした。

適正に処理をされているというのは、おそらく修正申告がなされた、そういうことだと思われませんが、修正申告がなされたのは虚偽記載だったからではないのか。そのことを再度お尋ねいたします。

それから、もう1点は、寄附と儲けの整合性は住民法人税額によらなければ、町民を納得させられないと思います。「答弁は控える」として答弁をされませんでした。

住民法人税額を答えない法的な根拠があるのか、それをお尋ねします。併せて、寄附額と儲けとの整合性を町民に分かるように説明してもらいたいと思います。

以上、3点になりますが、お願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 8番石井議員の矢掛屋の収支報告書についての御質問に産業観光課からお答えします。

1点目の御質問については、株式会社矢掛屋が指定管理者として管理している矢掛屋本館・矢掛屋温泉別館について、条例及び基本協定書に基づき提出された事業報告書のものとして回答させていただきます。

本年6月議会で答弁させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の不算入と経費の一部に指定管理施設以外の経費が算入していた点を株式会社矢掛屋が精査し、再度提出を受けたところです。事業報告書は適正に処理されており、虚偽の記載はないと認識しております。

2点目の株式会社矢掛屋の法人町民税の税額についてですが、地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の“秘密”にいずれも該当するため、回答は差し控えさせていただきます。

寄附額の整合性については、交付金の不算入と対象外経費を株式会社矢掛屋が精査し、余剰金の2分の1に相当する額を矢掛町は、令和5年度一般会計へ指定寄附金として収入しております。

先ほど申し上げたように株式会社矢掛屋から再度提出のあった事業報告書は適正に処理されており、寄附金との整合性は図れております。

以上です。よろしくお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。今の答弁では、他の施設の減価償却費を計上しているというふうな答弁に聞こえたんですが、それは違うんでしょうか。本館と別館を含めて減価償却費として金額は4年間続けて上げられていますが、それは本館と別館とは違うんでしょうか。お尋ねをします。

それから、今言われた税額を言えないっていうのは、おそらく個人のプライバシーっていう部分について言われてるんだと思いますが、この矢掛屋は町との協定で町の建物を借りて指定管理をしているわけですから、半分以上は公的な性質を持つ団体なんです。ですから、プライバシーの侵害ということには当たらないと思います。

で、結局、矢掛屋をかばうかたちになれば、税収を含めて町民にこの不利益をもたらすことになるのではないかと思います。町の行政としてそういうことはあってはならないのではないかと。矢掛屋を特別に扱う事、その事が町の行政の信頼を失う事になるのではないかとというふうに思います。

ですから、物件が違うと言うなら、どの物件なのかということをはっきりと明らかなにしてほしいことと、プライバシーの侵害には当たらないのではないかと私は思いますが、それについて反論があるなら反論をお願いします。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、8番石井議員の再質問にお答えいたします。

矢掛屋の収支報告書に計上されている減価償却費ですが、約9割を占めますのが、厨房機器、食器、什器、ベッドルーム、器具・備品、次にお客様の送迎用車両であり、そのほかには、排水設備宿泊費を管理するソフトウェアの減価償却費となっており、建物の減価償却費は計上されておられません。

それから、矢掛屋を守るということで質問があったと思います。先ほど申し上げました地方公務員法第34条——これについては、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も

同様とするというような記載がございます。この秘密を漏らした場合、罰則規定がありまして、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するという規定でございます。

もう一点、地方税法第22条につきましては、条文が長うございます。要点だけ申し上げますと、税に関する調査、また、徴収に関する事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するという規定がございますので、法人町民税額の税額については差し控えさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 今の説明を聞いて町民はどうしても納得できないと思います。いくら儲かっているからこれだけ寄附したんだということがなければ、結局矢掛屋の言い値にしかならない。ちゃんと法的な根拠があってこうしてるんだよっていうことがなければならぬと思います。

いつも言ってるんですが、矢掛町と矢掛屋との契約54条の第5項によれば、虚偽記載や記載漏れがあった場合には、指定管理の停止若しくは取り消しという項目があり、これに該当すると思います。

矢掛屋の指定管理については先月入札があり、2社が応札しているとのことでしたが、今月の初めに選考委員会で検討が始まると伺いました。矢掛屋が出来て10年の間に古民家再生に始まり、温浴別館がありながら更に内風呂を作ったり防音壁を作ったりと賑わいのまちづくりと称して巨額の公費が投入され続けてきました。

私は矢掛屋を中心にしたこの賑わいのまちづくりに投入された公的資金の経済的波及効果は一体どうなっているのか。

**○議長（浅野 毅君）** 石井議員。ちょっと議長から言わせてもらいますけど、通告内でまとめてお願いします。今の入札云々というのは、関連があるんでしょうけど、あのこの場では直接関係ないんで、よろしく申し上げます。

**○8番（石井信行君）** 通告内のことを言ってますよ。

**○議長（浅野 毅君）** 入札のことはないでしょ。入札いつやったか何とか。関連性が多少あるんでしょうけど、そちらのほうへどんどん行かないようにひとつよろしく申し上げます。

**○8番（石井信行君）** 入札については触れただけです。

**○議長（浅野 毅君）** はい。

**○8番（石井信行君）** この町財政にどれだけ寄与し、町民全体にその恩恵がどう行き渡っているのか、検証する時期に来ているのではないかというふうに思います。帝国データバンクとか東京商工リサーチなどの調査機関に委託をして検証する必要があるのではないかと考えています。

町財政が矢掛屋を中心にした賑わいのまちづくり予算の投入によって、より豊かになっていることがはっきりすれば、町筋の住民だけではなくて、全ての町民がより積極的にこの賑わいのまちづくりに加わっていけるのではないかとと思いますが、担当課のお考えと町長のお考えを伺いたいと思います。

**○議長（浅野 毅君）** 担当課のほう、よろしいですか。副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい、失礼いたします。石井議員の再々質問になろうかと思いますが、まず協定ですが、これについては、何度も申し上げますように修正があったということで正式に受け取っております。虚偽ではないということは何度も申し上げます。

それから応札という話をされましたが、入札ではありませんで指定管理というのは公募しております。公募しました。そこに応募があったと。当然、選定委員会というのはこれからになります。内容的には

そういった形になるかと思しますので、そこは修正をさせていただきます。

それから、調査につきましても、当然必要な調査は行っております。適正に指定管理の審査を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。石井議員の再々質問であるかと思いますが、先ほど副町長、お答えさせていただいたとおりでございますが、ただ、今公募をしております。次の指定管理者を決めるですね、ちょっと公募期間中ですので、私もちょっと発言はですね、これ以上ちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、いずれにしても公募というその公明正大な形ですね、やっておりますので、その点は御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** 波及効果について十分な調査をっていうののお答えがなかったのはちょっと残念ですが、それをぜひ期待したいと思います。町民とともに賑わいのまちづくりをみんなで目指していくというのが本来の姿ではないかと思えます。そのことを述べて次の質問に移ります。

子どもの医療費の無償化について、伺います。厚生労働省が、この6月26日に子どもの医療費の窓口負担があるかないか、各自治体を採点する局長通達を出しました。

窓口負担がある、つまり、子どもの医療費の無償化をしていない自治体はプラス50点、今年度窓口の負担を復活させた・無償化を止めた自治体はプラス20点、それから、窓口負担がない・無償化を続けている自治体はマイナス5点。そういう採点方法で400億円の補助金を各保険団体にばらまくというものです。

政府は、今年度から今までずっと続けていた子どもの医療費の無償化自治体に対するペナルティ、補助金のカットなんですけど、これを全国の多くの自治体やさまざまな運用団体の講義で、やっとペナルティを4月からやめますって言って、やめました。その舌の根も乾かないうちに新たなペナルティを課してこようとしています。政府が声高に言う子育て支援策にも真っ向から反するやり方です。

矢掛の場合は、健康子育て支援策、これは決算書にもありますが、26事業9億9,323万2,000円の予算です。そのうちの一つに子どもの医療費給付事業6,981万1,000円があります。

その中で、医療費の給付事業で県からの補助は838万9,000円、12パーセントです。

県全体でもこの医療費給付の補助事業は、5億7,294万8,000円で、入院は小学校6年生まで、中学1年生から高校3年生までの6年間は各自治体が負担する。通院は小学校1年生前まで、小学校1年生から高校3年生までの12年間は各自治体で負担をするというふうになっています。

県の施策が所得制限など、各自治体の施策などがあって、各自治体、矢掛町もそうなんですけど、そういう施策と全く乖離して低いレベルにあるということが大きなネックになっていると思います。

担当の方は本当に苦勞しているんなお金をいろんなところから集めてくださっているのが少しずつ分かってきたんですが、矢掛町は18歳までの医療費は通院も含めて無償化ですし、保育料の無償化も進んでいます。

子育ての土台を成す子どもの医療費の無償化は、子育て支援にどうしても欠かせない施策です。

特に、0歳から小学校低学年までの間は、突然重篤になることがあったりしますので、無償化はなく

てはならない子育て支援制度だと思えます。

今、矢掛町が行っている医療費無償化をぜひとも維持発展させてほしいと思っていますし、全国の市町村とも連携して政府のこのやりようをどうしても押しとどめてもらいたい。そういう働き掛けをしてほしいと思えます。

担当課と町長のお考えをお伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 8番石井議員の子どもの医療費無償化について、こどもみらい課からお答えいたします。

矢掛町では、平成28年4月から0歳児から満18歳年度末までの子どもの医療費を助成しております。これは、子どもの保健向上と児童福祉の推進を図り、併せて子育て世帯の経済的負担を軽減するという目的がございます。なお、地方単独事業による医療費助成に係る国庫負担の減額調整措置、いわゆるペナルティは、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略等を踏まえ、今年度から18歳未満までの子どもの医療費助成に係る減額調整措置は廃止されました。

一方で、国民健康保険の保険者努力支援制度において、子どもの医療費無償化を実施すれば、子どもの医療の適正化等の取組項目において、国の交付金の評価点数は無くなります。この指標の考え方は、国として、子どもの医療費について窓口負担がないことは適正でないという考えに基づくものです。

今年1月に、町内の就学前と小学生の子どもを持つ世帯を対象に実施いたしました、子ども・子育て支援に関するニーズ調査で、子どもの医療費が18歳の年度末まで無料という項目が子育てをする上で最も必要度が高いものという結果が出ておりまして、この結果は可能な限り尊重したいと考えております。

矢掛町におきましても、国のこども未来戦略を踏まえ、2030年までの7年間を次元の異なる少子化対策として、子育て世帯の経済的支援の強化を図っていく予定でございまして、子どもの医療費無償化についても継続の方向で検討したいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 8番石井議員の質問にお答えさせていただきます。

国の制度ですが、これは各分野において毎年変化していつてまいります。それぞれの変化にですね、どう対応していくかっていうことも町政を、町を運営していく立場からすれば考えていかなければいけないところでございます。

一方で、矢掛町ですけれども、これまで子どもの医療費無償化だけではなくて、妊婦健診支援事業ですとか、それから保育園・こども園の保育料の無償化、それから誕生祝金でありますとか小学校・中学校の入学祝金、そうしたさまざまな子育て支援事業を実施してまいりました。これらの支援の取組をより充実させるために、今年4月からこどもみらい課を役場内に創設させていただきました。

町といたしましても、国の制度に対応しながら子育て世帯の経済的支援の強化は、引き続き図ってまいる所存でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 8番。

**○8番（石井信行君）** はい。子どもたちを守っていこうという答弁をいただいたので、少し安心して

おりますが、少子化に対し医療費の無償化の子育て支援を徹底し、これから先の社会はやっば希望のある社会にしていく。その取組を今後も一緒に続けていきたいと思っています。

上下水道の値上げやそれから国保の値上げなどという、せざるを得ないという動きも今日の論戦の中で出されましたので、子どもをどう育てていくのかっていうことを議会も行政も一緒になって、ぜひ考えていきたいということを申し述べて、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、7番小塚郁夫君、お願いいたします。7番小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、1点目は、コロナウイルス感染症の補助について、2点目は本町の防犯灯LED化の現状について、順を追って質問を始めさせていただきます。

まず、岡山県のコロナ感染状況は、令和6年7月15日から7月21日11.74人、7月22日から7月28日14.98人と陽性者が再び増加傾向にあります。

もちろん、手洗いや消毒、マスク着用は行っていますが、コロナに感染して病院で診察を受け、1割負担の方は抗原検査約1,000円、3割負担の方は約2,500円、飲み薬でラゲブリオ1割負担8,600円、3割負担2万6,000円、ゾコーバは1割負担で約5,000円、3割負担で約1万5,000円と非常に高く、特に高齢者や持病のある方が高い飲み薬を処方してもらっています。

また、10月からはワクチン接種が始まると聞いていますが、ファイザーやモデルナを接種して副反応が出た方は、高くても飲み薬を飲むと思います。

町民の生命を守るためにも、本町独自にコロナウイルスの飲み薬に補助金をつけていただけないか、お伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 7番小塚議員の御質問に健康推進課からお答えいたします。御質問は、新型コロナウイルス感染症の飲み薬の補助についてということでございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、医療提供体制も、入院が原則で行政の関与が前提であった特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行しております。

治療薬や入院医療費などの公費の支援については、5類感染症への位置付け変更、これが5月ですが、その後は患者の急激な負担増を回避するため、9月末まで公費の支援を継続し、10月以降も一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続してきました。

そして、これらの支援については本年3月末で終了し、令和6年4月以降については他の疾病と同様に医療保険の自己負担割合に応じて負担することとなりました。具体的な窓口負担は、原則3割ですが、矢掛町におきましては18歳未満の子どもや生活保護受給者については無料、妊産婦は3万5,000円までの医療費助成制度がありまして、70歳以上の方は窓口負担が原則1割から2割、重度の障害をお持ちの方などは原則1割負担となっています。

また、新型コロナウイルス感染症につきましても、ほかの疾病と同様に医療保険における高額療養費制度が適用されますので、所得に応じて一定額以上の自己負担は生じない取り扱いとなります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、町といたしましては今年10月からの新型コロナワクチンの定期接種化に伴い、予防の観点から高齢者や基礎疾患のある方へのワクチン接種の助成を行うこととしておりまして、1人2,000円の自己負担で新型コロナワクチンの接種を受けることができますので出来る限り予防接種を受けていただくことを考えております。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の治療薬に対する助成制度については、実施予定などはありませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 7番。

**○7番（小塚郁夫君）** 高い医療費に高額医療費制度はありますが、60歳以上の持病のない方でもコロナウイルスにかかり、抗原検査を受け、治療して完治してきた方でも、再度2度3回感染するとコロナウイルスの後遺症は約4割の方が発症すると言われていました。

また、一般に病院で診察治療を受け、処方箋をもらわずに帰ることがあります。

ぜひ、他の市町村に先駆けて高い飲み薬補助制度を考えていただけないか、担当課の考えを再度お伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 7番小塚議員の再質問に、健康推進課からお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は罹患した時だけでなく看護症例についても同じことが多く、研究が進められていますが、倦怠感や関節痛、咳や頭痛、味覚障害や集中力の低下などさまざまな症状に悩まされる方がいらっしゃいます。

感染のリスクを軽減するためには換気やうがい、手洗い、マスクの着用などのほか、ワクチン接種も感染予防に大きな役割を果たしますので、10月以降の新型コロナワクチンの定期接種では、高齢者の方や基礎疾患のある方にはできるだけ多くの方に接種していただきたいと考えています。

しかし、もし感染した場合には、医療機関を適切に受診していただき、医者に処方された治療薬を使うことでウイルスの増殖を抑えられ、症状の軽減が期待できます。

新型コロナウイルス感染症は感染症ですので、御本人だけでなく御家族や周囲の方への影響も懸念されますので、かかった場合は早期に治療に専念していただきたいと考えます。

費用助成につきましては、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、高額療養費の制度が適用されますので、所得に応じて一定額以上の負担は生じない取り扱いとなりますので、現時点で追加の助成制度について実施予定はございませんが、今後の国や県の対応、近隣市町村の施策などに変化があれば改めて検討したいと考えます。

**○議長（浅野 毅君）** 7番。

**○7番（小塚郁夫君）** 難しいとの答弁でしたが、コロナウイルスの後遺症予防のためにも再度検討していただくように要望して、次の質問に入ります。

矢掛町としては、平成22年度より町内の防犯灯LED化設置に取り組み、各地区ごとに各自治協議会長が自治会長に連絡し、取り付けがどこどこに必要なか聞いて、防犯灯LED化の取組を推進してきました。

令和3年12月の同僚議員の一般質問では、町内に1,655か所設置してあると答弁されていましたが、その後、防犯灯LEDは何か所増えたのか。また、地域ごとに偏りがいいのか。

防犯灯LEDの玉切れ補助金として、今は1万円では地元負担が厳しいという声もありますし、防犯灯LED化を既に止めている地区もあると聞きました。

防犯灯LED化は平成29年に事業が終了していますが、現在は、防犯協議会で地域の犯罪などを未然に防ぐために防犯灯LED化に補助金を交付しています。

地域の防犯灯LED化は防犯力の向上などに大事で、必要と考えます。本町として今後どのように考

えているのか、お伺いします。

**○議長（浅野 毅君）** 町民課長。

**○町民課長（佐藤澄江君）** 7番小塚議員の御質問、本町の防犯灯LED化の現状について、町民課からお答えいたします。

町民課で自治会や町内会等地元要望により設置しましたLED防犯灯は、令和3年12月答弁時より、52か所増え、現在、町内に1,707か所ございます。

防犯灯のLED化につきましては、御承知のとおり、平成22年度から各地区の設置要望に基づいて設置をし、平成29年度の工事をもって事業完了としています。設置後のLED防犯灯の電気代、機器の修繕や更新などの維持管理については、自治会や町内会等設置要望者で対応していただいています。

補助金制度につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、令和4年度から新規のLED防犯灯設置に対し、費用の5分の4、1灯につき上限2万5,000円を補助しています。

新規設置は、地域の犯罪等を未然に防止することを目的として、周辺に防犯灯がなく防犯上有効と見込める箇所に設置し、設置後は自治会や町内会等設置者で電気代・機器の修繕や更新など維持管理していただくこととしています。また、修繕や更新につきましては、令和4年度の地域座談会で「LED防犯灯の修繕や更新に係る費用が大きく、地元負担は厳しい。」という意見があり、点灯しなくなったLED防犯灯の修繕や更新に対し、令和5年度から、防犯協議会地区分会への補助として費用の3分の1、1灯につき上限1万円を補助しているところです。更新には、約3万円の費用がかかり、上限1万円の補助をしており、現在までの実績を見ても3万円以内で実施されているようです。

しかしながら、今後も物価高騰が価格に影響することも想定されますので、補助額につきましては、各地区防犯協議会地区分会の会計状況の確認も含め、検討が必要と考えています。また、LED防犯灯の修繕や更新が必要と思われながら、費用面から対応できていないことも考えられますので、調査をし、現況を把握したいと考えています。

議員がおっしゃるように、LED防犯灯は、地域の犯罪等を未然に防止し防犯力の向上に有効と考えますので、必要な箇所に必要な防犯灯が設置されるよう対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 7番。

**○7番（小塚郁夫君）** ありがとうございます。

以前は、確かに社会資本交付金事業での町内全域にLED防犯灯を設置してきたと聞いています。今は当時と違い、本町の防犯協議会での予算内で担当者が依頼箇所の調査確認して、能力の向上のために必要な場所に防犯灯の設置や補助金を行うようにしています。

各地域の防犯協議会の予算も多少違うと思います。地域からの要望でLED防犯灯の維持管理がスムーズに行えるよう要望して私の質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、3番福田京子君、お願いします。3番福田君。

**○3番（福田京子君）** 議席3番福田京子でございます。通告に従いまして、質問を2つさせていただきます。本町矢掛町における鳥獣対策についてと、2つ目、本陣会館の利用についてです。では、始めさせていただきます。

鳥獣対策について、有害鳥獣による農作物への被害は、今や全国的な課題となっております。最近では、イノシシが市街地へも出没するとか人的被害が発生しているとか、そんなニュースが耳に入ってま

います。私の住んでいる三谷地区でも通学路に現れたという話もあり、住民が恐怖を感じております。また、農作物の被害も多発しており、住民の切実な問題となってきております。

こうした中、矢掛町においても、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、これに基づきつつも、猟友会を始め有害鳥獣対策に取り組まれていることは存じております。それでもなお、町民の安心安全のためには、矢掛町の有害鳥獣対策をより一層推進させていただきたく、次の3つの点について伺いたいします。

1 つ目、現在の駆除の体制及び駆除の実績について、お尋ねします。駆除体制、つまり、駆除班の構成人数と平均年齢をお教えてください。そしてそれは、適正であるという範ちゅうなののでしょうか。駆除実績の数値を教えてください。似たような状況にある近隣市町との比較をしてみると、どうなのでしょう。差があるのではないのでしょうか。その差はどのようにして生じていると思われませんか。

2 つ目、駆除体制の充実強化について、お尋ねします。駆除者を育成する取組、これは町としても強力に考えていく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。銃の使用ができる場所というのは、当然ながら相当限定されております。結果として、捕獲においては罠が主流となってきます。したがって、罠免許のみを所有する猟友会員にも積極的に駆除班へ参加してもらえよう取組、これに力を入れることも有効な手立てになるのではないのでしょうか。捕獲技術を継承させる体制作り、これも積極的に構築しておくことが必要になってくるのではないのでしょうか。

3 つ目、捕獲補助金の活用について、お尋ねします。捕獲補助金を拡充して駆除する者を増加させる。また、モチベーションを向上させるといった方策が必要であらうと思われれます。したがって、例えばですが、罠による捕獲者にも補助金を交付するというようなのは、現在は支払われておりませんが、そういうのはどうでしょうか。そうすれば、モチベーションが上がって、捕獲数も上がるのではないかと予測もできます。いま、現在の補助金制度はこれまでどおり維持しつつ新たに罠による捕獲についても補助金を出すことを提案するものであります。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 3番福田議員の鳥獣対策について、産業観光課からお答えいたします。

本町の駆除班は、現在16名が所属しており、平均年齢は70歳となっております。近隣の5市1町と比較しますと、平均年齢は4番目に若く、人数は人口割で3番目に多い順位となっております。駆除班の高齢化は全国的な課題となっており、矢掛町においても引き続きこの課題に取り組んでいく必要があります。

また、本町での令和5年度のイノシシの駆除数は340頭です。駆除実績の比較については、それぞれの市町域の面積や山林の占める面積など地形等が異なることや、鳥獣には市町村間の境界はなく、隣接する市町と連携して実施する必要があると考えています。

駆除者の育成については、県内でも有害駆除や狩猟での事故が発生しており、安全に捕獲が行えるように県民局単位での技術向上に関する研修実施を県に要望しているところです。また、新規狩猟免許取得や銃所持許可に係る手数料の助成について、県事業を活用し、駆除者の負担を軽減する取組も行っているところです。

先ほど申し上げた県内での有害駆除による事故のうち、くくり罠での事故も発生しており、安全に捕獲を実施していただくため、とどめ刺しにおける危険性に鑑み、罠免許のみの駆除班への参加は想定しておりません。

捕獲技術の継承については、駆除班に新規加入された方について、獣道の見付け方やくくり罠の設置方法等についての指導を駆除班で実施をされています。

捕獲報奨金については、過去に他市で実施した際に、駆除班と行政の制度実施に対しての折り合いが付かず、駆除班が駆除活動を停止する事例がありました。矢掛町が現在実施している駆除班と自治会班が連携した駆除体制については、他市の議員や県外の市町から問い合わせがあるなど良好に活動が実施できていると認識しており、現行制度での取組を続けたいと考えています。

集落の方には、捕獲檻の見回り点検等の管理などに協力をいただくとともに、駆除班は、集落からの要請に応じ、捕獲檻やくくり罠による捕獲を実施していただき、加害動物の個体数の管理に取り組んでいきたいと思えます。

以上です。よろしくお願ひします。

**○議長（浅野 毅君）** 3番。

**○3番（福田京子君）** はい、ただいま現状についてのお答えをいただきました。しかしながら、もう少しお聞きしたいと思います。

イノシシの駆除実績について、令和5年度の矢掛町の駆除数344頭、わかりました。そして、近隣市町については、面積や山林の占める割合が違ふ。また、地形が違ふ。一律に数字だけを比べることはできないというのもよくわかります。しかしながら、統計上での実績数を教えていただきたいと思えます。

次に、くくり罠での事故の危険性に鑑み、罠免許登録者の駆除班への加入は想定していないという御回答は、安全面からは当然の配慮とも思われます。しかしここで、罠による捕獲を推進するそういう現状であれば、そうした危険性の少ない捕獲檻については、どのようにお考えでしょうか。捕獲檻にのみ限定をする、そうして駆除班への加入を認めるといったような柔軟な考え方、それはできないものなのでしょうか。

次に、罠や捕獲檻による捕獲についても、捕獲までの労力、資材費用、かなり掛かっているのが現状です。とどめ刺しは駆除班にお願いをすとしても、罠によっては捕獲をするものにもいくらかでも報奨金を出せるような仕組みがあれば良いのと思えます。自分たちも協力をしているんだといった罠による捕獲の活動を続けている側の人にも、労力や費用などが掛かっているという現状をくんで、報奨金を出すなど被害対策の戦力として活動の後押しをして欲しいものです。そうなれば、被害対策に関わる人数も増えていくのではないかとと思えますが、いかがでしょうか。

次に、駆除班と自治会班が連携して、駆除体制は大変良好な関係にある。これは、他の自治体からの問い合わせがあるといったように、他自治体にも誇れる大きな評価に値する体制であると思えます。

しかしながら、自治会班には捕獲補助は今のところ出ていない。今の制度に納得していない方もどうもあるようです。それでもお金に関わることであるために声を挙げ難い、そういった心持ちもあるのが実情のようであります。町がおっしゃるような良好な関係として現行制度を続けるとしたならば、こうした不満の上に成り立っていることも理解してそれを解消した上で続けていただきたい。そう思えますが、いかがでしょうか。この先も続けるとして、どのようなことをお考えで配慮をなさるつもりなのでしょうか。お考えを教えていただきたいと思えます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 3番福田議員の再質問について、産業観光課からお答えいたします。

1点目の近隣市町のイノシシの駆除数は、各市のホームページに公表されています鳥獣被害防止計画

等によりますと、笠岡市は令和2年度が713頭、井原市は令和5年度が1,288頭、浅口市は令和5年度が865頭となっています。

2点目については、町内の捕獲檻に入ったイノシシが檻を破壊し、逃げていく映像を担当職員が確認しており、檻に入ったとはいえ野生鳥獣は危険であります。先ほど申し上げたように、罠免許のみの駆除班への参加は想定しておりません。

3点目、4点目の捕獲報奨金・捕獲補助については、他市の事例や現在の本町の取組が良好であることから、現行制度での取組を続けたいと考えています。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 3番福田君。

**○3番（福田京子君）** ただいま回答いただきました。なかなか大きな課題ではあります。しかしながら、町民が困っている、こんな現状にその声に耳を傾けて、この先も継続してより良い方向性を追求してくださるようお願いいたします。

そして次に、2つ目、本陣会館利用についてお伺いいたします。石井家本陣の向かいにある本陣会館は、現在どのように利用されているのでしょうか。特に2階の部分については、あまり利用されていないように感じております。

立地も良く、うまく利用して新たな観光スポットに育てることも可能だと考えられます。1つ目、本陣会館2階の利用状況、近年の利用者とその目的を、また稼働率を教えてください。2つ目、今後の構想、どのような構想をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 3番福田議員の本陣会館の利用についての御質問に、産業観光課からお答えいたします。

本陣会館につきましては、住民の快適な生活環境の整備と商業及び観光産業の振興を図り、由緒ある宿場町の活性化に寄与することを目的に設置された“やすらぎの館 茶意夢”の名称で備中矢掛宿街並み整備施設設置条例に規定されており、憩いとふれあいの場を提供する事業を実施することとしております。

このやすらぎの館 茶意夢の利用状況は、令和3年度は3件、令和4年度は4件、令和5年度は7件、本年度の今のところの利用はなく、利用内容につきましては、地元自治会の会議及び大名行列や華祭りなどのイベント時の出演者等の控室利用が主なものとなっております。

7月31日に開催されたやかげ未来まちづくりフォーラムにおいて、矢掛高校生より、みんなが学び遊べる場所としてみんなの居場所を作るべきとの提案があり、パネルディスカッションの中で、町長より本陣会館の2階の活用についてアイデアを募集するとの発言があったところでございます。

街中の空きスペースの活用は、中学生・高校生の若者が集うことにより、街中に活気があふれ、御高齢の方の活力につながると推測され、“げんきなまち”が推進されることと考えます。

アイデアや御提案をいただいた場合には、実施に向けて検討していくとともに、担当課といたしましても憩いとふれあいの場が提供できるよう、やすらぎの館 茶意夢の活用方法を引き続き検討してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 3番。

**○3番（福田京子君）** 御回答いただきました。去る7月31日のやかげ未来まちづくりフォーラムにおける町長よりのアイデア募集の発言を伺いました。約1か月が経ちましたが、どのようなアイデアが挙がってきているのでしょうか。その数と内容をお聞かせください。

若者が集うことのできる場所と同時に、高齢者にも使いやすい場所を想定した、やすらぎの館 茶意夢と命名しているそうです。以前にはお茶会を催すこともあったそうです。炉が切ってあって、水屋もあったと聞いています。新しくなる際に、ぜひともお茶会を催すことができるように設えていただきたいと思っております。

若い人にも気軽に足が向き、観光客にも矢掛の風情を楽しんでもらえるようにそう思っております。異なる世代間の異なるところに住む人たちの交流が、町の発展にもつながると思います。

同時に、高齢者が利用する際には、急な階段の上り下りにも辛いものがあります。また危険でもあります。エレベーターがあれば利用者の数も増えるのではないかと期待をいたしております。汎用性の高いものをお考えください。

同僚の高山のケースも午前中にごさいました。よろしく願いいたします。これにて本日の質問を終了させていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで15分程度休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、14時15分まで休憩いたします。休憩。

午後 1時58分 休憩

午後 2時13分 再開

**○議長（浅野 毅君）** それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、4番岸野榮治君、お願いします。4番岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 議席4番岸野榮治です。通告に従い質問をいたします。

今年度中の策定が必要な地域計画の進み具合を問います。地域計画の策定作業を完了し、地図上に表記し、地域全体で共有することは、本年度末と国のほうで定められております。

策定期間が迫る中、各地区で話し合いが実施されていると思うが、農水省は2025年度から農地や担い手に関する補助事業について、原則として、地域計画に紐付け連携することとしています。このことから、今年度中の策定は必須であります。各地区の進み具合を担当課長に問います。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 4番岸野議員の地域計画策定の進捗状況について、産業観光課からお答えします。

本町では、町内全域の18集落において、地域農業の将来の在り方を定めた人・農地プランを令和2年度に実質化しており、このプランを基本とし、本年2月から農業委員・農地利用最適化推進委員会をはじめとする幅広い関係者による農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく協議の場を設け、地域農業の将来の在り方を検討してまいりました。

この協議の場については、現在まで20回開催し、協議の場の結果の取りまとめを18集落中10集落についてホームページで公表しているところです。残りの8集落については、協議の場の結果の取りまとめが完了次第、公表する予定です。

今後のスケジュールといたしましては、目標地図を含む地域計画案を作成し、案に対する意見を農業協同組合等の関係機関から聴取し、本年度末までに地域計画を策定・公告することとしております。引き続き、地元の中心的な農業経営者であります岸野議員におかれましては、御指導・御協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 4番。

**○4番（岸野榮治君）** 地域農業の将来の在り方について各地区で話し合いが進み、取りまとめも進んでいるということでこの状況に安心しております。担当課、関係者の皆様には苦労もあると思いますが、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。大型店舗施設、閉店を問う。矢掛町本堀地内国道486号線沿いに立地しているAコープ矢掛店が9月13日閉店することが発表されました。付近にはマルナカ矢掛店、コスモス矢掛店等の大型店舗があるが、同地内での大型店舗閉店のニュースは、大きな驚きをもって町民が知る事となりました。

町民も経済発展と利便の良さ等JAと共に開店を祝ったところでありました。

そこで質問1点目ですが、大型店舗閉店は、町の経済活動にマイナス面があるか。2点目に、矢掛町にモンベルとの協定で出店が発表されています。矢掛町への経済効果は大きいと期待できます。出店場所、店舗の規模、営業内容等、現状の進捗状況を可能な範囲で担当課長に問います。

**○議長（浅野 毅君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 4番岸野議員の1点目の御質問、大型店舗施設の閉店についての御質問に産業観光課からお答えします。Aコープ矢掛店の閉店については、JA全農Aコープ株式会社より、書面にて9月13日をもって閉店するとお知らせをいただいております。

御質問の町の経済活動のマイナス面ですが、経済の波及額は算出できませんが、税や使用料の減少、雇用の場の喪失などによるもののほか、国道486号線に面し近年の大型店舗等の出店により町内でも最も賑わいのある商業地区となっていることから国道を通行される方々へマイナスのイメージを与えるものと考えられます。閉店後の店舗の有効活用や跡地利用について相談等があれば協力させていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番岸野議員の大型店舗施設閉店を問うについての2点目の御質問、モンベル出店の現在の進捗状況について建設課よりお答えいたします。

本町と株式会社モンベルは、本年6月15日にアウトドア環境創出拠点施設の整備に係わる基本合意書を締結いたしました。基本合意書の内容は、矢掛町がアウトドア環境創出の拠点となる施設モンベルストアの運営が可能な施設の整備を行うこと、株式会社モンベルが施設において店舗モンベルストアの運営を行う事でございます。

現在の進捗状況でございますが、出店場所については、現在、整備を進めている、かわまちづくり計画内に整備予定のビジターセンターに併設する案で調整を進めております。

規模につきましては、一部2階建て延べ床面積約1,800平方メートルの予定でございます。

営業内容といたしましては、かわまち計画のビジターセンター、会議室、屋外イベントスペース、モ

ンベルストア直営店及び本町の特産物を活用した飲食・物販などを併せて整備する方向で調整をしています。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 4番。

**○4番（岸野榮治君）** Aコープ矢掛店大型店舗の閉店後の有効活用ができることを願うものであります。

続いての質問で、モンベルの出店は、アウトドア環境創出拠点施設であることを理解いたしました。

かわまちづくりの設計が出来上がると建設工事が始まると思いますが、通勤、通学、一般生活、農作業等に影響はないか。町民皆様の協力は必要です。進捗状況の説明会を開催し、理解協力をお願いすると思いますが、いつ頃の説明会となるか問います。

**○議長（浅野 毅君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい、失礼いたします。4番岸野議員の再質問に私のほうからお答えさせていただきます。

かわまちづくり計画の説明会につきましては、5月に第1回目を開催いたしまして、その際にも次回説明会についての御要望がございました。

今の予定では、2回目の町民説明会を10月2日水曜日、前回と同じく18時から矢掛会館で予定をいたしております。この説明会の開催につきましては、この9月10日に発送予定の広報紙に案内文を同封させていただき予定といたしております、また御確認いただければと思っております。

今回は、その案内文にQRコードを載せておまして、ホームページから事業の計画の概要が事前に御覧いただける、また説明会に来られない方のために直接そのフォームから意見がいただけるように、そういった準備を進めております。

いずれにいたしましても、かわまちづくり事業、本当に大きなビッグプロジェクトでございます。多くの方に御意見をいただきながら、より良い計画より良い事業にしていきたいと考えておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 4番。

**○4番（岸野榮治君）** モンベルがかわまちづくりに出店するという事で、面積的なもので延べ床面積約1,800平方メートルといいますと、大変大きい店であるというふうに思います。そうした中で、モンベルが出店すると経済的な効果ということも大きく見込まれるというふうに考えます。

10月2日にですね、説明会が開催されます。内容のある説明会となるよう、よろしく願いいたします。それにより、町民の理解も深まり、このかわまちづくりの計画がですね、進んでいくことを、また、それを取り進めていくことを町のほうによろしく願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、2番昼田政義君、お願いします。2番昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 議席2番昼田政義でございます。通告に準じて2つの質問をいたします。

まず1つ目、子育て支援の放課後児童クラブについて伺います。住みやすいまち、住んでよかったまちにするには、子育て支援が欠かせません。令和5年に12月議会で田中議員が質問されましたが、担当部署が放課後児童クラブの内部事情の把握ができてないと思受けられます。そこで、4点を質問します。

1 つ目、保護者負担の地域差が生じています。負担の統一は必要ではありませんか。地域の運営委員会で負担金は決められますが、担当課は単価のアップの原因を把握していますか。

2 つ目、各クラブの支援員と児童クラブへの入りたい人の人数を把握していますか。矢掛地区では支援員不足なので、児童クラブに入れたい子どもがいると聞いています。どのように対処するか。お考えをお聞きします。

3 つ目、美川地区の子どもさんの児童クラブが存在しないため、行きたくても行けない現状が続いています。どう思われているか。町内での公平性が欠けていると思われます。

4 つ目、各地域で児童数が違うと思いますが、人数が少なければ運営が厳しくなります。小規模援助はありますけど、到底足りません。せめて Wi-Fi、携帯電話とパソコン等の通信費用の補助をお願いいたします。

以上4点、共稼ぎの家庭には、放課後児童クラブは欠かせません。住んでよかったまちにするために、町としての方針と対応策を執行部にお尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 2番屋田議員の子育て支援の放課後児童クラブについて、こどもみらい課からお答えいたします。

まず、1点目の御質問、保護者負担金の地域差が生じている、負担の統一が必要ではないか、担当課は単価アップの原因を把握しているかという御質問ですが、保護者負担金を徴収する根拠は、町の定める矢掛町放課後児童健全育成事業実施要綱でありまして、第13条に“運営委員会は、対象児童の保護者から必要な費用を徴収する”と規定されており、これに基づき徴収しております。

保護者負担金の用途につきましては、特に定めはありませんが、それぞれ各児童クラブで町の委託料には含まれていない独自の事業の実施に必要な経費など運営に必要な経費として各児童クラブの運営委員会で決定されておられます。それぞれ各児童クラブの独自性を活かした活動をする上で、保護者負担に差が出るのは、やむを得ないことと考えております。

議員がおっしゃる単価アップについてですが、昨年の10月に中川地区の児童クラブから「子どもたちにさまざまな活動をさせるため支援員を1名増やしたい」という申出があり、運営委員会で決定されたことによるものと認識しております。

次に、2点目の支援員と児童クラブへ入りたい人の人数を把握しているか、また、矢掛地区の児童クラブの現状と対処という御質問ですが、毎年、各児童クラブが次年度クラブへ入りたい児童の希望調査をしております。対象は原則、保育に欠ける児童であることが要件ですが、町もその調査結果をいただきまして人数を把握しております。支援員等の人数も補助金の算出根拠に必要なため各運営委員会から報告を受けております。

また、矢掛地区に関して確認いたしましたが、支援員不足で児童クラブに入れなかったということはなかったとのこと。ただ、新1年生の希望の児童が多いと見込んだ場合、4年生以上の児童に常時利用から一時利用に変わってもらった経緯はあるとのことでした。

今後、希望人数が多くなった場合、部屋の広さや支援員の確保状況により、受入人員に制限が生じる可能性が出てくるかもしれません。そのような場合、施設や支援員の確保など担当課としても相談に応じたいと考えております。

次に3点目の御質問、美川地区についてですが、今年度6月に来年度入学予定者を含む美川小学校児

童の保護者に放課後児童クラブを来年度利用するかどうかの調査を行ったところ、6名の希望がありました。

先月、希望された保護者の方にお集まりいただき今後の運営について協議をしたところでございます。今後、美川地区の希望のあった児童を受け入れられるよう進めてまいります。

最後に4点目の御質問、Wi-Fiと携帯電話、パソコン等の通信費用の補助についてですが、現在、全国の児童クラブが同じ基準で運営しておりまして、児童数が少なくても基準以上の人員を確保していれば委託料の範囲での運営は可能と考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 2番 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 以上4点について回答いただきましたが、いずれも国・県の規定基準又は運営委員会で定めたもの、相談があれば応じるとの回答でした。

再質問ですけど、核家族が進み、おじいちゃんやおばあちゃんがおられずに共働きの家庭で子どもさんが2、3人おられる方もおられます。その家庭で負担が多いため、放課後児童クラブに預けられないとお聞きしています。その当たりの現状把握のほうはできているでしょうか。

クラブの報告を聞いて、現状把握をできているとは思いません。子どもさんを預けて安心安全に働ける環境作りが必要だと思います。例えば、各小学校でアンケートを実施して保護者の方の意見・要望を把握して改善策を実施するとか、前向きな考えが欲しいものです。

執行部の回答をお願いします。また、町長の矢掛愛を感じるためにもどのような施策を持って対処されるのか、町長のお考えをお聞きします。

**○議長（浅野 毅君）** こどもみらい課長。

**○こどもみらい課長（楠木貴子君）** 2番、昼田議員の再質問について、こどもみらい課からお答えいたします。

核家族で共働き、子どもさんが2、3人おられ負担が多いため児童クラブに預けられない方がおられることについて、お聞きしたことはございます。

今年1月に、町内の就学前と小学生の子どもを持つ世帯を対象に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました。その結果、放課後児童クラブを利用されている方の中で利用料を安くしてほしいという御意見もございました。

これらの調査を踏まえ、今年度、矢掛町こども計画を策定することにしております。こどもみらい課としては、保護者の減免について目的や必要性、対象者の範囲など町全体の施策として必要かどうか、実施可能かどうかについて今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 2番 昼田議員の再質問について、お答えさせていただきます。

放課後児童クラブは、共働き家庭等の小学生に遊びや生活の場を提供して子どもたちの健全な育成を図ることが目的でございまして、町内には現在5つクラブがございまして、運営費は、町からの委託料や保護者負担等で運営されています。

昨年12月22日に閣議決定されました、こども未来戦略の中でも全ての子どもが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにということを目指しております。町といたしまし

ても、子どもたちの健全な育成を今後も進めてまいりたいと考えております。

先ほど、こどもみらい課長が申しましたが、保護者の減免については今後必要かどうか、その財源も含めて研究したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 2番。

**○2番（昼田政義君）** いま、回答いただきましてありがとうございます。今後も、子どもの安心安全と保護者の安心と負担軽減に努めていただくことをお願いして、1つ目の質問を終わります。

2つ目、スポーツ振興と健康管理について伺います。B&Gのグラウンドではスポーツ少年団の児童生徒や川面と中川地区の老人クラブの多くの方々が利用されています。

スポーツの育成と健康増進のために多くの人が参加して、快適に練習できる環境整備が必要と感じます。健康管理・熱中症対策の上で休憩場所が不足している現状です。日よけとベンチの増設をしていただきたいと思っております。快適なスポーツができるような環境整備を提案いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 教育課長。

**○教育課長（稲田由紀子君）** 2番昼田議員の御質問、スポーツ振興と健康管理について、教育課からお答えいたします。

B&G海洋センターに隣接している矢掛町多目的運動公園は、地域住民の心身の健全な発達を図るため、健康づくりと憩いの場として設置しています。

令和6年度の多目的運動公園の利用状況ですが、7月末現在で8団体の方から申請を受け御利用いただいています。利用日数は、73日間で約60パーセントの利用率となっています。利用人数は延べ3,023人で多くの方に御利用いただいています。これ以外にも、個人で御利用されている方もあります。

御提案いただきました日よけとベンチの増設についてですが、現在、休憩場所は、1か所設置しており、椅子については、昨年度要望により昨年秋ごろに増設しているところです。しかし、日よけについては、老朽化と手狭になっていることから、増設について検討しているところでございます。利用されている方の御意見も聞きながら、適所へ設置していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 2番。

**○2番（昼田政義君）** 御答弁いただきました施設の整備を検討されているとのこと、期待しております。

以上で、私の質問を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続きまして、1番土井俊彦君、お願いします。1番土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 1番土井でございます。通告に従い、早々に質問を始めます。

健康管理センターの改装に伴う2階部分のトレーニング施設の仮移転先の設置運用について、担当部局の見解を問います。

当初、健康管理センターの改装が決まり、内容を聞いてみると、町民、そして高齢者に優しく、いろんな面で効率の良い内容で我々町民はこれを大変評価しておりました。

しかし、移転先のB&G海洋センターでの運用開始が令和7年4月ということ。一般的に考えれば、施設を改修の前に移転先の準備を完了し、工事と並行して運用がなされなければならないのではと思う。

もちろん、担当部局は広報紙、その他でアナウンスしていると思うが、ホームページから見ると、

閉館期間のお知らせと工事内容、活用計画、今回問題に挙がっているトレーニング施設についての年間利用券の期間に応じた払い戻しと7月頃の払い戻しの申請の案内、改修後もトレーニングセンターに運動機器を設置する予定、新たにB&G海洋センターにもトレーニングルームを設置と漠然とした内容で分かりづらい。利用者からの苦情が届いている以上、告知の方法が不十分ではないかと思われる。

考えてみると、改修計画が出た時このようなことは予見できたのではないか。あらかじめ運動機器の設置場所が完成していれば、前段で申し上げた問題が少なくとも発生しなかったのではないか。利用者の不信感を払拭するため、これまでの経緯と今後のトレーニングルームの開設までの予定について、分かりやすく説明を求めます。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 1番土井議員の御質問、健康管理センターの改装に伴う2階のトレーニング施設の仮移転先、運用について、健康推進課からお答えいたします。

健康管理センターは、昭和62年3月に完成した国民健康保険の施設でございまして、母子保健や感染症対策、疾病の予防に加え、健康づくりの場として長年活用されてきました。しかし、完成から35年以上が経過をし雨漏りが頻発するなど施設の老朽化が進み、公共施設としての安全性を確保しながら、更に長期間使用するためには、長寿命化のための大規模な改修やエレベーターの設置による移動の円滑化が必要でございました。

直近で、健康管理センターで実施している主な業務は、トレーニングルームの管理運営で、トレーニングマシンを整備し、運動指導員により町民が運動習慣をつけるためのきっかけづくりの場として運営をしています。

一方、矢掛町内のB&G海洋センターでは、子どもから大人まで幅広い世代の住民に対してスポーツなど運動を通して健康増進事業を行っており、運動による健康増進というコンセプトが健康管理センターの現状と酷似しており、健康管理センターとの違いが住民には分かりにくくなっていました。

また、平成28年に実施した健康管理センターの長寿命化点検の結果、施設のタイルの剥がれや鉄部の腐食、外壁の膨れ、コーキング材の劣化、電気の盤の腐食等年数に見合う劣化が進行しており、配管も含めた計画的な修繕が望ましいという結果が出ておりました。

さらに、令和4年度の段階で健康管理センターは雨漏りが頻発しておりまして、原因調査を実施しましたが正確に原因を特定することができませんでした。緊急的に屋根から侵入した雨水を内部から排水する方法で対応しましたが、根本的な対策が必要でした。

健康管理センターは、設置以来、けんしんなどの保健事業の中心施設としてその役割を担ってきましたが、その後の健診の種類、項目の増加や対象者のニーズの多様化、複雑化に対応できず、必要なスペースの確保ができなくなっていました。このため、けんしんで使用されることがほとんどなくなっていました。しかし、令和6年度にこどもみらい課にこども家庭センターが設置され、妊娠から出産、子育て関係の相談支援事業などが増加することが見込まれ、また、感染症対策やけんしんなどの保健事業、退院患者の在宅復帰支援など矢掛病院を始めとする医療機関との連携業務が増加するなど保健医療関係業務の重要性が今後さらに増すと見込まれるため、健康管理センターを新たに地域保健法に基づく保健センターとして整備することとしております。

また、新たな保健センターは、災害時の妊産婦や乳児の避難所としての役割を担うこととしており、さらに、今後、熱中症対策で必要なクーリングシェルターとしての活用も想定しており、これらの目的

を達成するために必要な整備を行うこととしました。

整備にあたりまして、トレーニングルームについては、B&G海洋センターへ新たな施設を建設し、現在のトレーニングルームと同規模で令和7年度を目途に事業を開始する予定でございます。

また、健康管理センターのトレーニングルームについても、規模を今よりやや狭くなりますが健康サポートルームとして新たな保健センターで再開する予定でございますので、トレーニング機器を利用できる場所が2か所に増えることとなります。

また、大規模改修工事に当たってのトレーニングルームの代替施設——移転先については、仮設のトレーニングルームを建築し一時的に運営する方法や当時の健康子育て課所管施設への一時的な移転について検討をいたしました。まず、仮設については、駐車場を含めて適切な場所の確保が困難であること、加えて費用面でも財源の確保が困難なことから断念をしております。また、ほかの施設での実施については、当時の健康子育て課には適当な代替可能な施設がございませんでしたので、教育委員会所管のB&G海洋センターの建物2階のトレーニングルームへの一時的な移転を検討しましたが、現利用者への影響や空調が整備されていないことなどによりまして実施は困難と判断しています。

こうした経緯がありまして、さまざまな事情を踏まえてB&G海洋センターの敷地内へ新たなトレーニングルームを建設するという現在の計画に至っております。

なお、今回の改修工事につきまして、利用者の皆様への周知不足ということで御指摘ございますが、健康推進課といたしましては、予算の段階や計画の承認の段階でその都度可能な範囲では広報をしてきたつもりではございますが、なお十分に周知が行き届かなかったということで、残念な思いをされた方がいらっしゃるということにつきましては、大変申し訳なかったと思っております。

なお、新たな保健センターは、本来、健康診査やがん検診、健康相談や保健指導など、また、感染症や生活習慣病を始めとする疾病の予防のための健康づくりを行ったり、矢掛病院と連携しながら地域医療を推進するための施設として活用する予定でございますので、従来のトレーニングルームのような運動設備は、どちらかといえば付随的な機能となります。

そういったことも含めて、今回、トレーニングルームは、B&G海洋センターへ新設することとしており、その上で、新しい保健センターにもその機能を残すということとしております。

新たな保健センターは、子どもから高齢者まであらゆる方の保健、医療、福祉の向上のために役立つ施設として整備しておりますので、経緯及び今後の予定につきまして御理解をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（浅野 毅君）** 1番。

**○1番（土井俊彦君）** ただいま担当課から経緯、現状、課題、対策等々説明をいただきました。この説明で会員や利用者の方、町民はある程度納得していただけたかと思えます。

しかし、町民の立場から考えますと、次の建物が完成してから改修工事に移ることはできなかったのか。複数の課が関わるとされる改修工事の事前の執行部会議等の打ち合わせの段階で、ほかの施設ができる前に改修に入ることに執行部の誰からもおかしいと言うような指摘は無かったのか。疑問の声が上がっています。

また、これらが解決しないまま改修工事に入ると苦情が寄せられる事が予見出来なかったのか。民間などで行うように、もし、工事が決まってすぐにでも会員様一人ひとりにダイレクトメールでお知らせをするような措置を取っていれば、もしかしたらここまでの苦情は来なかったのではないかと思われる

次第です。

執行部は、意思の疎通が測れてないのではと思わざるを得なくなるこの件は、一担当部局の責任ではないと感じられます。今後、これからの矢掛町の発展を考えていく上では、複数の課が関わるような大きなプロジェクトも起こり得ると思います。

町民のため、誰もが喜ぶ施策をしているのに、このような苦情が寄せられるのはとても残念なことです。

そこで、今回のことに限らず今後につなげるためにも、もう少し広い目を持って多部署間で連携して行うことの必要性・連携を行う方策を執行部としては何か講じているのか。再度お尋ねします。

**○議長（浅野 毅君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 1番土井議員の再質問、私のほうからお答えさせていただきます。

ちょっと厳しいお言葉がございましたが、健康管理センターの改修工事に関する苦情についての再質問かと思えます。

先ほど課長のほうからかなり詳しい経過の説明がございました。課長も申しましたように、健康管理センター、古い建物ですので雨漏等大規模改修、老朽化による大規模改修、早急な改修が必要だということ、それから、保険事業で母子避難所。それから、どうしてもやっぱり大規模事業ですので財源の確保というのが必須になります。その財源を確保し、昨年度設計をして今年度建築をしているというような状況です。

それから、利用者の皆さんには確かに、工事期間中の閉館については、担当課といたしましては出来るだけ早くから周知を図ってきたつもりではありますが、十分ではなかったということ、それから、閉館期間中は利用できない、本当に御迷惑をお掛けしているということに関しまして、大変申し訳なく思っております。

仮設の検討もいたしました。課長申しましたように場所・費用面、仮ですのでまた財源もありませんので、そういったことで断念をしたという経緯もございます。

また、今回B&G海洋センターのトレーニング施設も同じく今年度財源を確保して、新たに施設の建設を進めております。この施設につきましては、議員のほうから移転というお言葉がございましたが、健康管理センターの代替施設ではなくて新しく作るというものになります。

それぞれ健管とB&Gというのは施設の位置付けが違いますので、同じトレーニング施設とは言っても若干性格が違っていて、例えば健康づくりと体力づくりとそういったイメージで2か所できるというふうに考えていただきまして、御自分に合った施設を御利用いただければというふうに考えております。

今回の健康管理センター——改修後は保健センターとなりますが、それとB&G海洋センターと2か所が同時に工事を行うということで、議員がおっしゃいますように苦情もあったことと思いますが、本当に申し訳なく思っておりますが、なにとぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それから御指摘で、複数課が関わる連携について不十分じゃないかという話がありましたが、そもそも役場の事務事業について、一つの課で完結するものはほとんどありません。ほぼほぼ連携が必要な事業がほとんどです。

矢掛町の場合、町長を中心に常に連携を図っておりまして、課同士の横連携、トップまでの縦連携とも比較的風通しがいい職場だと思っております。ただ、確かにプロジェクトが大きくなればなるほど関わる職員も増えてまいりますので、今後も更なる縦横連携、それから丁寧な住民説明、そういったこと

に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 1 番。

**○1 番（土井俊彦君）** 副町長から答弁いただきました。多少重複する回答もございますが、移転先の仮設も検討していたが、費用面、財源もなく断念したこと。決まった時点で前もって、これも重複する部分もありますが、説明があったら先ほどと同じように結果は変わったと思います。

そして、B&Gトレーニング施設と改修後の保健センターは、先ほど副町長が申されたように位置付けが違うということ。これ、分かっている人は分かっているんですけど、町民の目線で考えると、どこが違うのっていうふうには、大変分かりづらいところになると思います。

やっぱり課同士の連携が取れてると、先ほども言われていましたが、うまく取れていれば今回のような事案が起こることはないのではないかと考えます。

いろいろ意見はあるかと思いますが、町長も職場内での助け合い、情報共有の徹底を挙げられ、重点課題に挙げられていると思います。今後は、町民ファーストを第一に考えて、この事案を謙虚に受け止めていただき、町民目線でのまちづくりを強くお願いしまして、質問を終わります。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日 5 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は 5 日の午前 9 時 30 分から再開と決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆さんお疲れさまでした。散会。

午後 2 時 5 7 分 散会